

4. 現物所得の再分配勘定の推計

(1) 現物社会移転

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に対し、現物による財貨またはサービスの形で提供されるもので、払戻による社会保障給付、その他の現物社会保障給付、個別的な非市場財・サービスの移転からなる。通常は一般政府、対家計民間非営利団体の最終消費支出として記録されるが、現実最終消費概念の導入によりそれらの最終消費支出のうち個別消費支出にあたるものが現物社会移転として家計側に記録されることとなる。一般政府からの移転としては医療に対する政府の支出分、戦傷病者等無賃乗車船負担金、教科書購入費等があり、それぞれ政府の決算書・事業報告書より推計される。

対家計民間非営利団体については慣行上、集合消費支出は存在せず、すべて個別消費支出に類別される。

なお、概念上、社会扶助にも現物社会移転はあるものと想定されるが、基礎資料の制約からすべてを現金による給付に含めることとしている。

5. 所得の使用勘定の推計

(1) 最終消費支出と現実最終消費

国民経済計算においては、従来の最終消費支出概念を補足するため、家計及び政府の現実消費概念が導入されている。これは「費用負担」と「便宜享受」の2つの異なる観点から消費を捉えようというものである。従前の最終消費支出が、その制度部門が実際に支出した負担額としての消費支出であるのに対し、新しい概念である現実最終消費は、その制度部門が実際に享受した便益の額としての消費を意味することとなる。

a. 家計の現実最終消費

家計の現実最終消費は当該費用の最終負担者が政府、対家計非営利団体あるいは家計自身であるかに関係なく家計に現実に供給される財貨・サービスをカバーするものであり、以下の算式で表される。

$$\text{家計最終消費支出} + \text{政府・対家計非営利団体の個別消費支出}$$

b. 政府の現実最終消費

政府の最終消費支出は、個別の家計への便益である「個別消費支出」と社会全体への便益である「集合消費支出」とに区分され、そのうち集合消費支出が政府の現実最終消費となる。個別消費支出と集合消費支出の区分は目的別分類を基準に行う。

c. 対家計民間非営利団体の現実最終消費

対家計非営利団体の最終消費支出のうち「集合消費支出」となるものは概念上想定されるが、現在の日本では大規模な具体例はない。したがって、全てを「個別消費支出」とみなすこととし、対家計民間非営利団体の現実最終消費は存在しない。

(2) 年金基金年金準備金の変動

「雇主の自発的現実社会負担」と「雇用者の自発的社会負担」を合計し、「年金基金による社会給付」を控除する。

I X 資本調達勘定の推計

1. 実物取引

(1) 総固定資本形成

VI「3. 国内総固定資本形成」の項目を参照。

(2) 固定資本減耗

a. 減価償却費

通常の摩損及び損傷（減価償却費）と火災、風水害等の偶発事故による価値の損失の通常に予想される額（資本偶発損）とから成る。

資本調達勘定における固定資本減耗は、人的接近法（会計的接近法）を主たる推計方法としているため、評価方法は取得時価格（簿価）を原則とする（ただし、一般政府の社会資本は再調達価格（時価）評価）。他方、貸借対照表勘定においては再調達価格（時価）で表示し、両者の差額は調整勘定に計上する。

(a) 非金融法人企業

i. 非金融民間法人企業

有形固定資産の固定資本減耗については、『法人企業統計』の減価償却費から推計し、民間企業設備投資と同様に新設法人分の調整を行う。

また、ソフトウェアの固定資本減耗については、ソフトウェア投資額相当分の定額法償却により推計し、有形固定資産の減耗額に加算することで固定資本減耗総額を求める。

ii. 非金融公的企業

中央の公的企業設備については各機関の決算書類等から、地方の公的企業設備に

については『地方財政統計年報』及び各機関の決算書類等から減価償却費及び取替資産関連の項目を求め、年度値を推計し、四半期計数は年度値を4等分する。

iii. 公的住宅

以下の(i)～(v)について年度計数を推計し、四半期計数は年度額を4等分する。

(i) 公務員宿舎

以下のとおり中央政府及び地方政府それぞれで求めた宿舎面積に単位面積当たりの償却額を乗じて求める。

宿舎面積については、中央政府分は公務員宿舎賃貸料収入を公務員宿舎の家賃単価で除することにより求める。地方政府分は『公共施設状況調査』より求める。

単位面積当たりの償却額については、独立行政法人都市再生機構の決算書等から求めたものを利用する。

(ii) 公営住宅

国土交通省の業務資料から公営住宅の総面積を求め、(i)の単位面積当たりの償却額を乗じて求める。

(iii) 独立行政法人都市再生機構の住宅

独立行政法人都市再生機構の決算書類等から求める。

(iv) 地方住宅供給公社

各住宅供給公社の決算書類等から求める。

(v) 政府関係機関の職員住宅

国土交通省の業務統計により求める。

(b) 金融機関

産業別国内総生産の推計(付加価値法)における金融業及び保険業の減価償却費を用いる。金融業の減価償却費推計は、関係資料(損益計算書等)から求めた減価償却比率に補正率(Ⅲ「4.(1) b. 固定資本減耗」を参照)を乗じた上で減価償却比率を求め、その比率を金融業の産出額に乗じて推計する。

保険業も同様である。

(c) 一般政府

IV「1. 一般政府及び政府サービス生産者関連項目の推計」参照

(d) 家計

i. 家計住宅

財務諸表に相当する資料が得られないため、『昭和 45 年国富調査』から算出した取得時価格表示純資産額に定率法減価償却比率を乗じることによって取得時価格（簿価）表示減価償却費を求める。

ii. 個人企業設備

農業については、『農業経営統計調査』から、一農家あたりの農用建物、農機具、農用自動車、大動物の減価償却費を得、これに別途推計した農家戸数を乗じて求める。四半期計数は年度額を4等分する。

非農業については、各産業別に、家計住宅と同様、『昭和 45 年国富調査』から算出した取得時価格表示純資産額に定率法減価償却比率を乗じることによって取得時価格（簿価）表示減価償却費を求める。

(e) 対家計民間非営利団体

『民間非営利団体実態調査』等から推計する。

b. 資本偶発損

資本偶発損については、通常に予想される範囲内の火災、風水害等の偶発事故による価値の損失であるため、非生命保険の原理によりカバーされるものである。従って、資本偶発損の推計については、各機関の決算書等の正味支払保険金に支払準備金純増額を加算した年度値を非生命保険金の分割比率を用い各制度部門へ分割する。四半期値については各制度部門別に推計した年度値を4等分して四半期値とする。

(3) 在庫品増加

VI「4. 在庫品増加」における主体別在庫品増加を制度部門ごとに合計する。

(4) 土地の購入(純)

a. 推計の範囲

土地の購入(純)(以下、「土地純購入」という。)は、土地取引の収支の差引額(「購入額」－「売却額)」である。

ただし、土地取引に要する移転コスト(仲介者手数料、登記料等)は、固定資本形成として記録されるため含まれず、また、土地の開発・改良のための支出も有形非生産資産の改良として固定資本形成に記録されるため含まれていない。

土地取引は居住者間でのみ行われるものとする。「非居住者が土地を購入した場合」

は、居住者たる名目的な機関が土地の所有者となり、非居住者はこの名目的な機関に対し土地の購入額に等しい金融資産を取得する(非居住企業の場合は「対内直接投資」、非居住個人の場合は「その他金融資産の取得」と擬制しているため、国内部門の土地純購入の合計は恒等的に「0」となる。

また、「居住者が海外の土地を購入した場合」には、非居住者たる名目的な機関が土地の所有者となり、居住者はこの名目的な機関に対し「対外直接投資等」を行うと擬制している。

b. 制度部門別推計方法

(a) 非金融法人企業

i. 民間非金融法人企業

民間非金融法人企業の所有する土地は、「固定資産としての土地(事業用)」、「棚卸資産としての土地(販売用)」に分けられる。

(i) 固定資産としての土地(事業用)

- ① 『四半期別法人企業統計』の土地購入額と売却額から年度及び暦年の土地純購入を推計する。(簿価ベース)
- ② 『法人企業統計』(年報)から特別利益額に含まれている土地処分益を推計し、「(i)①」から減じて土地純購入とする。(時価ベース)

(ii) 棚卸資産としての土地(販売用)

販売用土地面積の約9割が不動産業、建設業、運輸・倉庫・通信業、総合商社の4業種によって保有されているため、下記のとおり推計する。

- ① 『法人企業統計』の「不動産業、建設業、運輸業、卸売業」の棚卸資産額から、棚卸資産取引額(土地純購入)を推計する。
- ② 照会調査により棚卸資産に占める土地保有額の比率を推計し、「(ii)①」に乗じて販売用の土地純購入を推計する。
- ③ 『企業の土地保有状況に関する調査』(国土交通省、年次)から全業種の保有土地面積比率を推計し、上記4業種の販売用の土地純購入を割戻し、その他の業種を含めた土地純購入を推計する。

ii. 公的非金融企業

各機関の貸借対照表の土地期末残高から期首残高を差引き、土地の売却損益を加減算して推計する。地方公的企業分については、『地方財政統計年報』から推計する。

(b) 金融機関

i. 民間金融機関

土地資産額推計(X「2.(1)b.(a)土地 iii. 制度部門分割」参照)より得られる金融機関の都道府県別・用途別(店舗用地、社宅用地、その他用地)土地資産額を、用途別土地面積で割戻した単価に、都道府県別・用途別土地面積の増減を乗じて推計する。

ii. 公的金融機関

各機関の貸借対照表の土地期末残高から期首残高を差引き、土地の売却損益を加減算して推計する。

(c) 一般政府

土地購入額から土地売却額を差し引いて求める。

i. 土地購入額

中央政府及び社会保障基金については、総固定資本形成を推計する際に、『建設業務統計年報』の工事種類別の用地比率を用いて控除される用地費分及び決算書に示された不動産購入費を合計する。地方政府については、普通会計分は『地方財政統計年報』の「用地取得費の状況」による額を計上し、下水道分については中央政府と同様に『建設業務統計年報』から推計する。

ii. 土地の売却額

中央政府、社会保障基金及び地方政府とも土地売却収入に当たる項目を集計する。

(d) 家計(個人企業を含む)

国内全体では「土地購入額」と「土地売却額」は一致するため、家計の土地純購入は、国内全体の土地純購入(「0」)から、「(a)～(c)、(e)」の合計の土地純購入を引いた残差としている。

(e) 対家計民間非営利団体

土地資産額推計より得られる対家計民間非営利団体の各機関(学校、宗教、社会福祉)土地資産額を面積で割戻した単価に、面積の増減分をそれぞれ乗じて推計する。

(5) 資本移転等

中央政府については、受取は弁償及び違約金、満期後収入などで、支払では報償金、補償金、賠償償還及払戻金、資本補助金などを計上している。

地方政府については、普通建設事業費及び災害復旧事業費におけるその他の補助金、繰出金、下水道事業の資本移転収支の該当項目を集計している。

推計上の便宜も考慮して資本移転は一般政府と他の制度部門との間だけに行われるものとみなし（ただし例外として、公的企業と他の制度部門との間の資本移転のうち、支払先と受取先の特定できるものを含む。）、資本移転に該当する項目の性格を考慮し、制度部門の分割を行っている。

2. 金融取引

フローの勘定である取引推計は、ストック勘定と接合する形で推計するため、X「2. (2) 金融資産及び負債」と併せて説明する。

(1) 推計方法の概要

a. 『資金循環統計』との整合性

金融資産・負債残高及び取引は、『資金循環統計』を基礎資料とし、より精度の高い資料が入手できる場合は他の資料を用いて推計を行うことを原則とする。

国民経済計算と『資金循環統計』との相違点は次のとおり。

(a) 部門構成の相違

- i. 非金融法人企業の「公的非金融企業」を「企業特別会計」、「公団等」、「地方公営企業」及び「地方公社」に区分する。
- ii. 一般政府の「中央政府」の内訳部門として「うち一般会計・非企業特別会計」を表章する。
- iii. 金融機関を「民間金融機関」、「公的金融機関」に区分し、公的金融機関では、財政融資資金に産業投資特別会計、都市開発資金融通特別会計を合せて「融資特別会計」として表章する。

(b) 項目内容の相違

- i. 「貨幣用金・SDR」を大項目とし、「貨幣用金」、「SDR」に区分する。
また、「その他の金融資産・負債」の内訳項目として、「外貨準備高(貨幣用金・SDRを除く)」を表章する。
- ii. 『資金循環統計』では、「国債・財融債」の残高に交付国債、預金保険機構国債が含まれ、出資・抛出国債を含まず、取引には社会扶助給付、資本移転が含まれ、出資・

拋出国債、交付国債、預金保険機構国債は含まれず、「その他対外債権・債務」に出資・拋出国債が含まれる。

iii. 「株式・出資金」の「うち株式」に上場・非上場株式を含み、『資金循環統計』では上場株式は「うち株式」、非上場株式が出資金に含まれているが、「株式・出資金」として全体の概念は一致する。

iv. 「直接投資」を「株式資本」、「再投資収益」、「その他資本」に区分する。

『資金循環統計』では「再投資収益」、「その他資本」を推計しておらず、対外直接投資に「株式資本」の額を表章し、対内直接投資(非居住者による国内企業の株式資本の取得)は「株式資本」の額を出資金(株式)の海外部門の資産側に含む。

b. すべての取引を結合

同一部門内の取引は、すべてグロスで表示(結合という)している。

これにより他部門との取引関係が不明になった項目も一部あるが、各部門・項目の計数が実態に即したものとなっている。

なお、金融資産・負債差額、純借入／純貸出(資金過不足)においてはどちらの方法を用いても計数に影響はない。

c. 推計手順

原則、各年度末の金融資産・負債残高表を作成し、次にその期中増減額を年度中の金融取引額とする。

暦年表は、年度表と同様の作成方法によるが、直接推計が困難な項目はそれぞれ関連資料を利用して年度計数を暦年計数に転換している。

各制度部門の推計方法は、次のように分けられる。

(a) 公的各部門(地方政府、地方公営企業、地方公社を除く)

各機関の決算書と金融資産・負債の照会調査結果の積上げによって推計する。

(b) 「(a)」以外の部門

原則として『資金循環統計』の計数を用いる。

(2) 項目別推計方法(年度末値の推計)

a. 貨幣用金・SDR

貨幣用金・SDRは、『外貨準備等の状況』(財務省、月次)を基に推計する。

ストックは、財務省公表のドルベースの金・SDRに『金融経済統計月報』の外国為替相場、東京市場のインターバンクスポットレート(月末レート)で円表示に換算し

数値を求める。

フローは、財務省公表のドルベースの金・SDRの月毎の差額に、インターバンクスポットレート(月中平均レート)を掛けて算出したものを12か月積上げる。

また、当項目は保有部門を公表していないため、海外部門の負債側に総額を計上し、資産側は中央政府部門と中央銀行部門の「その他」項目に計上する。

b. 現金・預金

(a) 現金、流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、外貨預金

上記「(1) c.」のとおり。

なお、民間非金融法人企業の資産側が残差項目となるが、外貨預金における中央政府の資産側は、『資金循環統計』の計数を使用する。

(b) 日銀預け金

『資金循環統計』の計数をそのまま用いる。

(c) 政府預金

『財政金融統計月報』の「政府預金残高の内訳」より総額を確定し、「国庫金残高内訳推移」を用いて資産側に配分する。

なお、中央政府の資産側が残差項目となる。

(d) 財政融資資金預託金

照会調査により得られた総額と保有部門の内訳の計数をそのまま用いる。

c. 貸出・借入

(a) 日銀貸出金・借入金、コール、買入・売渡手形、民間金融機関貸出・借入、現先・債券貸借取引

『資金循環統計』の計数をそのまま用いる。

民間金融機関貸出の総額は『資金循環統計』の計数を用い、一方、負債側は公的各部門については照会調査や決算書を積み上げた計数を用い、民間非金融法人企業を除くその他の部門については『資金循環統計』の計数を用いる。

なお、民間非金融法人企業の負債側は残差となる。

また、民間金融機関貸出の資金用途別内訳である「住宅貸付」、「消費者信用」については、『資金循環統計』の計数をそのまま用いているが、「その他」については「民間金融機関貸出」から「住宅貸付」と「消費者信用」を控除した計数を計上する。

(b) 公的金融機関貸出金・借入金、非金融部門貸出金・借入金、消費者信用に含まれ

ない割賦債権・債務

上記「(1) c.」のとおり。

民間非金融法人企業の負債側が残差項目となるが、割賦債権を除く社会保障基金の資産・負債については『資金循環統計』の計数を使用する。

公的金融機関貸出金・借入金の「うち住宅貸付・借入」は、住宅貸付を行っている機関の決算書等を用いて計数を確定する。

また、「不良債権の抹消」額は、各公的金融機関の損益計算書に記録されている「貸付金償却」額を抽出し、一方、償却される相手側の推計は、貸付金の償却額が残高に影響されるものという前提のもとに、各公的金融機関の貸出先比率によって民間非金融法人企業と家計(個人企業を含む)に按分する。

d. 株式以外の証券

(a) 政府短期証券

資産側は『資金循環統計』の計数をそのまま用いる。

負債側は、『財政金融統計月報』により食糧管理特別会計、財政融資資金特別会計の発行する政府短期証券の残高を確定し、それぞれ「企業特別会計」、「融資特別会計」に計上し、残額を「中央政府」に計上する。

(b) 国債・財融債

ストックは、『資金循環統計』の計数から発行総額を抽出し、この値に『国債統計年報』(財務省、年次)により確定した交付国債・預金保護機構国債を加え総額を確定して中央政府と融資特別会計の負債側に計上する。

資産側は、『地方財政統計年報』、『資金循環統計』、照会調査等の計数を用いて各部門の計数を求め、残額を国内銀行に計上する。

フローは、『資金循環統計』の中央政府負債、財政融資資金の負債の合算値から国債の取引総額を確定する。

資産側は、公的部門は前期末と当期末の残高の差額をフローの計数とし、残りの部門については『資金循環統計』の計数を用いて残額を国内銀行の計数とする。

(c) 地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、コマーシャル・ペーパー、投資信託受益証券、債権流動化関連商品、抵当証券

『資金循環統計』の計数を用いるが、地方債の負債側については、『地方財政統計年報』等を使用して、地方政府、地方公営企業、地方公社の計数を推計する。

政府関係機関債、金融債、事業債に関しては『資金循環統計』でカバーできない保有部門を決算書、照会調査等を用いて推計する。

(d) 居住者発行外債、信託受益権

上記「(1) c.」のとおり。

なお、居住者発行外債では海外の資産側、信託受益権では民間非金融法人企業の資産側が残差項目となる。

e. 株式・出資金

(a) うち株式

上場株式と非上場株式に分けて推計する。

上場株式は、東京証券取引所、JASDAQ証券取引所が集計した時価総額データを用いて総額を確定し、『資金循環統計』の「うち株式」の比率で資産側に配分している。

非上場株式は、類似業種比準方式に準じる方法で総額を確定する。

資産側の配分は、原則として公的部門を決算書、照会調査を用いて確定し、残額を『株式分布状況調査』（東京証券取引所、年次）の比率を用いて民間非金融法人企業と家計（個人企業を含む）に配分する。

負債は、民間金融機関について各金融業種別に時価総額を足し上げて推計し、すべての株式の時価総額から控除した残額を民間非金融法人企業に計上する。

フローも、上場株式と非上場株式に分けて推計する。上場株式は、『資金循環統計』の計数を用いて資産側、負債側に配分する。非上場株式は、資本金と資本準備金の増加分を確定して負債側に計上し、総額を確定する。

資産側は、決算書や照会調査から算出した残高差額を公的部門の取引額とし、残額を民間非金融法人企業と家計（個人企業を含む）の残高差額の比率に応じて按分し、各部門の計数として配分する。

(b) 出資金

政府出資金と民間出資金に分けて推計する。

政府出資金は、決算書、照会調査、『地方財政統計年報』、『資金循環統計』等を用いて推計する。

民間出資金は、『法人企業統計』（年報）の資本金1,000万円未満の会社の「資本金」、「資本準備金」部分を家計（個人企業を含む）から民間非金融法人企業への出資金とみなしている。

また民間金融機関への出資金については、中小企業金融機関等、農林水産金融機関、共済保険が受けた出資金を『資金循環統計』と決算書等を用いて計数を求め負債側を確定し、それぞれの機関について妥当な出資元の資産側に配分する。

f. 金融派生商品

フォワード系、オプション系ともに『資金循環統計』の計数をそのまま用いる。

『資金循環統計』では資料の制約から平成12年7-9月期より取引額(フロー)を計上していないため、フローは「-」表章している。

g. 保険・年金準備金

保険準備金、年金準備金ともに『資金循環統計』の計数をそのまま用いる。

年金準備金は、独立行政法人中小企業基盤整備機構(小規模企業共済勘定)について、『資金循環統計』は金融機関の内訳部門として公的・民間の区別をしていないので、当該機関の負債側の準備金を「その他年金」部門から除き、「公的保険・年金基金」に加算する。

h. その他の金融資産・負債

(a) 外貨準備高(貨幣用金・SDRを除く)

『資金循環統計』の「その他対外債権債務」の内訳である「うち金・SDR等」の総額(中央政府資産と中央銀行資産の合計)から、円ベースに換算された貨幣用金・SDRを控除することによりリザーブポジションの総額を求める。

貨幣用金・SDRと同様に当項目も保有部門を公表していないため、海外部門の負債側に総額を計上し、資産側は中央政府部門と中央銀行部門の「その他」項目に計上する。

取引額は、『外貨準備等の状況』のリザーブポジションの各月ごとの差額に、インターバンクスポットレート(ただし、ここでは月中平均値を使用)を乗じて各月の取引を計算し、それを足し上げることによって総額を求める。

資産側は残高と同じく「その他」項目に計上する。

(b) 預け金・預り金

上記「(1) c.」のとおり。

ただし、中央政府は『資金循環統計』の計数を用いる。なお、民間非金融法人企業の負債側が残差項目となる。

(c) 企業間信用・貿易信用

上記「(1) c.」のとおり。

ただし、中央政府(うち事業団分は除く)は『資金循環統計』の計数を用いる。なお、家計の負債側が残差項目となる。

フローについてもストックの推計方法と同様であるが、公的非金融企業、事業団については前期末と当期末の残高の差額をフローの計数とする。

(d) 未収金・未払金等

上記「(1) c.」のとおり。

ただし、中央政府は『資金循環統計』の計数を用いる。なお、民間非金融法人企業の資産側が残差項目となる。

(e) 直接投資

対外直接投資は、『国際収支統計』を用いて直接投資合計、その内訳である株式資本、再投資収益、その他資本の額を海外部門の負債として確定した後、『資金循環統計』を用い残高の比率で金融機関部門の資産側にそれぞれ配分し、残差を民間非金融法人企業とする。

対内直接投資については、『国際収支統計』を用いて直接投資合計、再投資収益、その他資本の額を確定し、すべて民間非金融法人企業との取引とする。

(『国際収支統計』の対内直接投資のうち「株式資本」については、「直接投資」に記録せず「株式」に計上している)

(f) 対外証券投資

上記「(1) c.」のとおり。

ただし、中央政府(うち事業団分は除く)は『資金循環統計』の計数を用いる。

なお、残差は『資金循環統計』の比率で民間非金融法人企業と家計(個人企業を含む)に配分する。

(g) その他対外債権・債務

『資金循環統計』の計数を用いるが、中央政府は、『国際収支統計月報(4月号)』に掲載される「対外資産負債残高」(取引額については『国際収支統計』)の計数から、『資金循環統計』で確定した政府金融機関分を控除して求めている。

海外の負債側の残高(対外純資産)は、「対外資産負債残高」の対外純資産に、海外の負債側の取引額は海外部門の純借入/純貸出(資金過不足)を、海外勘定の「経常対外収支・資本移転による正味資産の変動」の値に、それぞれ合致させるための調整を行っており、民間非金融法人企業の資産側が残差となる。

(h) その他

他の項目に含めることが出来ない項目や純借入/純貸出(資金過不足)等を調整するために設けられる項目が含まれる。

外貨準備のうち中央政府・中央銀行保有分、中央政府と中央銀行間の補助貨幣流通高とIMF通貨代用証券日銀保有高の振替調整額等が含まれる。

(3) 調整勘定の推計

調整勘定は、ストックにおける今年度と前年度の残高差額とフローとの差額が計上される。

原則、調整勘定そのものを推計することではなく、ストックとフローを推計する過程で計算されるが、公的金融機関貸出金・借入金については、各機関の貸付金の償却額を積上げている。

主な内容は次のとおり。

a. 再評価勘定

(a) 時価評価によりキャピタルゲイン・ロスが計上される場合

時価評価を行うことにより取引を伴わずに残高が増減する場合で、調整勘定の中で最も大きな部分を占める。

(例) 株式以外の証券、株式、金融派生商品、各対外取引項目

(b) 為替変動に起因したストックとフローの不接合を計上する場合

為替レートの変動による残高変化とその影響を除いたフローとの差額を計上。

(例) 対外取引項目

b. その他の資産量変動勘定

(a) 使用する資料のサンプル替え等のため計上される場合

ストック推計とフロー推計で使用する資料が異なる場合や、サンプル替え等の影響でストックの残高差額とフローの計数が異なる場合に計上。

(例) 非金融部門貸出金、企業間信用・貿易信用の一部、各対外取引項目

(b) 金融機関の貸出金償却をフローに計上しない場合

金融機関の貸出金償却をフローとしてではなく調整勘定として認識し計上。

(例) 民間金融機関貸出、公的金融機関貸出金

3. 純借入／純貸出と純借入／純貸出（資金過不足）

制度部門別資本調達勘定の実物取引と金融取引の各々のバランス項目である純貸出／純借入と純貸出／純借入（資金過不足）は概念上一致するが、実際には乖離が生じる。その理由としては、実物取引の推計において統計上の不突合が存在すること、実物取引と金融取引の推計資料及び推計手法の相違等があげられる。

一国全体としては、制度部門別の純貸出／純借入の制度部門別合計に統計上の不突合を加えると純貸出／純借入（資金過不足）の制度部門別合計となり、海外に対する債権の変

動として統合勘定の資本調達勘定に記載される。

X 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

1. 評価の原則

貸借対照表勘定における各資産の評価に当たっては、共通の基準として、評価時点の市場価格が採用される。しかし、市場価格が得られるのは極めて限定的であるため、市場価格にできる限り近似した評価を得るため、資産の特性に適合した種々の評価方法を用いている。推計方法は、以下のとおり。

(1) 固定資産推計における再調達価格を用いる方法

再調達価格とは、その資産を評価時にもう一度調達したとする価格で、取得価格（新品）に物価倍率と経過年数に応ずる残価率を乗じて算出する。

(2) 収益還元法

収益還元法とは、現在の資産が将来に向けてどれだけの収益を見込めるかという観点から、純収益を利子率を用いて現在価値に割引く方法で、地下資源、漁場等の資産評価に適用される。

(3) 土地の鑑定価格

土地の評価は統一的な価格が形成される不動産市場が存在しないことから、鑑定価格により行う。地価公示価格等は売買事例比較法と収益還元法を併せて行う。

2. 各項目の推計方法

(1) 非金融資産

a. 生産資産

(a) 在庫

i. 推計方法

『昭和 45 年国富調査』の結果をベンチマークとして、各年の増加額を積上げ推計する。

『昭和 45 年国富調査』結果の棚卸資産額を 93 S N A の制度部門別及び形態別に組替える。その際、生産支出勘定における在庫品評価調整方法に準じて、国富調査の棚卸資産額を 45 年末評価資産額に調整している。

ii. 調整額の推計

(i) 価格変化による再評価（再評価勘定）

期首在庫残高及び期中の在庫品増加額に対し、期首及び期中平均から期末にかけての価格変化率を乗じることにより推計する。

(ii) 制度的構成及び分類の変化による調整（その他の資産量変動勘定）

『昭和47年沖縄県工業統計調査』による産業別在庫額から沖縄県在庫残高を推計し、昭和47年の調整勘定に計上する。

iii. 立木の推計

仕掛品在庫に含まれる。

(i) 推計方法

樹種別、齢級別面積にそれぞれ対応する単価を乗じて推計する。

なお、単価には、「伐価法」による評価法を基にしたものを用いる。

(ii) 面積推計式

立木の面積は、『農林業センサス』及び『林野面積統計』（農林水産省、年次）を基に、年次別、樹種別及び5年間隔の齢級別に区分して推計する。

(iii) 調整勘定

立木の調整勘定分は、時価評価された期末評価額と前年末評価額との差額から在庫純増分を除いたものとして求める。

(iv) 制度部門別分割

在庫として取り扱われることから、社寺の取扱を家計に含める変更を行った。

(b) 有形固定資産

有形固定資産は、『昭和45年国富調査』を基礎資料とする。

i. 評価

年末時点における減価償却後の再調達価格で評価し、減価償却法は定率法による。ただし、一般政府の所有する道路、ダム等のいわゆる社会資本の減耗については、定額法による。

ii. 推計方法

(i) 社会資本以外の資産

『昭和45年国富調査』結果をベンチマークとするベンチマーク・イヤー法による。

推計に当たり、『昭和 45 年国富調査』結果を次のように再編してベンチマークとする。

- ① 93 SNA の制度部門に合わせて、『昭和 45 年国富調査』の制度部門を組替える。
- ② 資産項目を組替え、家財等を除外する。
- ③ 一般政府及び政府企業の資産額を昭和 45 年度末から暦年末へ転換する。
- ④ 昭和 45 年平均価格評価資産額をインフレーターを用い 45 年末評価資産額に転換する。
- ⑤ 『昭和 45 年国富調査』では、1 年を単位として減価償却を行っているが、資本調達勘定では昭和 45 年に取得した資産は経過期間に応じて減価償却を行っているので、半年分の減価償却を加える。

なお、育成資産(果樹資産)についても、ベンチマーク・イヤー法により推計する。果樹ベンチマークは『昭和 45 年国富調査』を基礎資料とし、45 年時点の果樹ストック額をベンチに加算、以降のフローを『農業・食料関連産業の経済計算』(農林水産省、年次)によって推計し、積み上げている。

(ii) 社会資本

- ① 社会資本ストックの対象は、一般政府の所有する、道路、港湾、航空、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、学校施設等、社会教育施設等、治水、農業、林業、漁業、その他(庁舎等建物含む)である。
- ② 推計方法
新設改良費、災害復旧費、耐用年数、災害の起きる平均経過年数等から推計する。

(iii) 調整額の推計

- ① 価格変化による再評価(再評価勘定)
期首純資産額及び期中の純固定資本形成額に対し、期首及び期中平均から期末にかけての価格変化率を乗じることにより推計する。
- ② 制度的構成及び分類の変化による調整(その他の資産量変動勘定)
ア. 資本調達勘定の総固定資本形成に含まれている再生産不可能有形資産への投資額を貸借対照表勘定の該当項目に分類替えするため、『建設工事受注動態統計』(国土交通省)、『住宅金融公庫年報』(年次)等を利用し、土地造成・改良、鉱山の開発等の投資額を推計し、調整勘定に計上する。

イ. 沖縄の本土復帰に伴い、『昭和 45 年国富調査』、『昭和 47 年事業所統計調査』（総理府）等から本土対沖縄の資産比率を求め、これにより沖縄県の純資産額を推計し、昭和 47 年調整勘定に計上する。

ウ. 企業の民営化等制度変更に伴い以下の企業について調整勘定に計上する。

(ア) 日本電信電話株式会社及び日本たばこ産業株式会社は、昭和 60 年に民営化されたことに伴い、非金融法人企業の「公的非金融企業」にマイナスの調整額、「民間非金融法人企業」にプラスの調整額を計上する。

(イ) 電源開発株式会社は、昭和 61 年に民営化されたことに伴い、非金融法人企業の「公的非金融企業」にマイナスの調整額、「民間非金融法人企業」にプラスの調整額を計上する。

(ウ) JR 各社は、昭和 62 年に民営化、また、平成 3 年に新幹線保有機構から JR 各社への資産が移管されたことに伴い、非金融法人企業の「公的非金融企業」にマイナスの調整額、「民間非金融法人企業」にプラスの調整額を計上する。

(エ) 成田国際空港株式会社及び東京地下鉄株式会社は、平成 16 年に民営化されたことに伴い、非金融法人企業の「公的非金融企業」にマイナスの調整額、「民間非金融法人企業」にプラスの調整額を計上する。

エ. 災害などによる大規模な損失

予見できない災害などにより生じた損失を調整勘定に計上する。

平成 7 年の阪神・淡路大震災で発生した損失については『阪神・淡路大震災復興誌』（兵庫県）等から推計し、マイナスの調整額を計上する。

オ. 統計上の不突合（その他）

資本調達勘定における固定資本減耗（簿価表示）と、貸借対照表勘定における固定資本減耗（再調達価格表示）との差額を計上している。

再調達価格表示の固定資本減耗の推計は次による。

(iv) 固定資本減耗の推計

① 社会資本以外の資産

減価償却額については、耐用年数満期時の残存価格 10%とする定率法により推計する。減価償却率は『昭和 45 年国富調査』の平均耐用年数から求める。

資本偶発損については、資本調達勘定の推計結果を用いる。ただし、資産項目別の計数は期首資産額に構成比で分割している。

② 社会資本

社会資本の減耗については、社会資本ストックを推計する際に差し引かれる減耗額(時価)を計上する。

(c) 無形固定資産

フローでは、コンピュータソフトウェア・プラントエンジニアリング・鉱物探査の額の合計が推計されているが、国民貸借対照表では、そのうちコンピュータソフトウェアのみ推計対象となっている。

推計方法は毎期のフローから推計するパーペチュアル・インベントリー法により、耐用年数5年で推計する。

b. 有形非生産資産

(a) 土地

課税地(民有地)と非課税地(中央政府、地方政府等)に分け、地目は宅地、耕地、その他(林地含む)の3種に区分して推計を行う。土地の推計方法は基本的に地目別、地域別面積にそれぞれ対応する単価を乗ずる。

i. 課税地

(i) 宅地

全国評価額は各都道府県評価額の合計とし、各都道府県評価額は各市町村(東京都特別区を含む)評価額の合計とする。

各市町村評価額は、各市町村の住宅地区及び村落地区の面積にそれぞれ対応する単価を乗じて住宅地区及び村落地区評価額を算出する。基礎資料は、面積は『固定資産の価格等の概要調書』(総務省)、単価は『地価公示』及び『都道府県地価調査』(ともに国土交通省、年次)を用いている。

次に住宅地区及び村落地区評価額をベースとして、固定資産の価格等の概要調書における課税評価額の価格差を利用して、商業地区、工業地区、観光地区、併用住宅地区等の評価額を算出し、住宅地区及び村落地区評価額に加算する。

なお、昭和44~48年の年末宅地評価額の系列は、地価公示及び都道府県地価調査の対象地点が不十分なため、地価指数により遡及推計を行っている。すなわち、昭和49年の年末宅地平均単価に昭和49年末を100とした地価指数を乗じ、それぞれ対応する面積を乗じて各年の評価額を推計する。資料は『全国市街地価格指数』(日本不動産研究所、半年ごと)を基礎に作成した地域別宅地指数を用いている。

(ii) 田・畑・林地

全国評価額は各都道府県評価額の合計とし、各都道府県評価額は一般の田・畑・

林地の評価額と宅地介在の田・畑・林地の評価額の合計とする。基礎資料は、面積は『固定資産の価格等の概要調書』、単価は『田畑価格及び小作料調』及び『山林素地及び山元立木価格調』（日本不動産研究所、年次）を用いている。

(iii) その他

全国評価額は各都道府県評価額の合計値とし、各都道府県評価額は都道府県の田・畑・林地の評価額を基礎に推計する。

ii. 非課税地

非課税地は、中央政府機関、地方政府機関及び対家計民間非営利団体の土地に大別される。推計は基本的には、地目区分(宅地、耕地、林地、その他)毎の面積にそれぞれ対応する単価を乗じて行い、既存資料から土地評価額が把握できない機関については必要に応じて照会調査等を実施している。

(i) 中央政府

政府会計（一般会計、特別会計）は『財政金融統計月報（国有財産特集）』に記載されている土地評価額を基礎とする。政府関係機関については照会調査等により土地評価額を集計する。

(ii) 地方政府機関

普通会計（一般政府、公営企業会計以外の特別会計）については、『公共施設状況調』（総務省）により、都道府県及び市町村分の土地面積を都道府県毎に、宅地、耕地、山林及びその他に区分し、それぞれの面積に都道府県別単価を乗じて推計する。

公営企業会計については、『地方公営企業年鑑』の貸借対照表の土地評価額をもとに推計する。

財産区については、区有地面積を都道府県別に宅地、耕地、山林、原野及び雑種地に区分の上、それぞれの面積に都道府県別単価を乗じて推計する。

土地開発公社については各開発公社の帳簿価額の合計（総務省調査）により、道路公社及び住宅供給公社については照会調査により土地価額を集計している。

(iii) 対家計民間非営利団体

宗教法人については『宗教年鑑』（文化庁、年次）及び『法人土地基本調査』、教育機関については『学校基本調査』、社会福祉施設については『社会福祉施設調査報告』（厚生労働省、年次）、『法人土地基本調査』及び『公共施設状況調査』をもとに、それぞれ面積に地方政府の単価を乗じて推計する。

iii. 制度部門分割

(i) 非金融法人企業

民間非金融法人企業については、民有地評価額に『固定資産の価格等の概要調書』の都道府県別法人比率を乗じた額から、別途推計する民間金融機関の資産額を控除する。公的非金融法人企業については、制度部門に対応させて非課税地の評価額から分離計上している。

また、介護施設については『介護サービス施設・事業所調査』（厚生労働省、年次）、『公共施設状況調』及び『法人土地基本調査』をもとに面積に地方政府の単価を乗じて推計を行い、非金融法人企業に含めている。

(ii) 金融機関

民間・公的金融機関は、昭和50年末まではそれぞれ民間・公的法人企業の評価額に含め、昭和51年末から分離推計を行っている。

民間金融機関については、金融機関の種類別（全国銀行、中小企業金融機関、農林水産金融機関、保険、証券）、用途別（店舗用地、社宅等用地、その他）、都道府県別に面積にそれぞれ対応する単価を乗じる。面積は有価証券報告書等に記載されている用途別内訳を利用する。単価は基本的には民間法人企業推計時の単価を利用するが、金融機関の種類に応じて固定資産の価格等の概要調書等を利用し、商業地区に格差を設けてそれに対応する単価を用いている。

公的金融機関は照会調査等により土地評価額を集計する。

(iii) 一般政府

非課税地推計の際に、一般政府として推計した額を計上している。

(iv) 家計

民有地評価額に『固定資産の価格等の概要調書』の都道府県別個人比率を乗じて推計する。

(v) 対家計民間非営利団体

非課税地推計の際に、対家計民間非営利団体として推計した額を計上している。

(b) 地下資源

地下資源は、①石炭・石油・天然ガス、②金属鉱物、③非金属鉱物に区分して推計を行い、合計額を求める。

i. 推計方法

収益還元法（ホスコルド方式）による。

純収益は、生産額から原料、資材、燃料、電力、その他支出及び現金給与総額を控除する。稼行年数は可採粗鉱量（過去5か年の平均値）で除して求める（ただし、50年を超える場合は50年とする）。

これらの資料は、『本邦鉱業の趨勢調査』を用いている。

還元利率は、蓄積利率と報酬利率の2種の利率を用いている。

蓄積利率は、鉱石を採掘・販売し、鉱業権の価値を回収するため安全確実に得られる利率で、国債、公社債、預金等の利率を勘案して、年利率6%を採用する。

報酬利率は、投下資本に対する報酬を得るための利率で、蓄積利率にリスクを加えたものである。「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月閣議決定）では、年利率9～15%とされている。ここでは、石炭、石炭、天然ガス及び金属鉱物は12%、非金属鉱物は9%を採用する。

ホスコルド方式による評価額には、地下資源に加えて設備資産が含まれる。設備資産のうち地上設備については、固定資産の計数を用い、地下資源の評価額からその分を控除する（地下資源に含まれる坑道等の設備については、固定資産から控除する）。

ii. 制度部門分割

法人企業のほかに個人有及び公有分が含まれるが、適当な資料が得られないので、すべて非金融法人企業としている。

(c) 漁場

漁場の範囲は、内水面（河川及び湖沼）及び外海と仕切られた沿岸における養魚池及び養魚場、養殖かき及び真珠の養殖場並びにその他の漁場の関連施設とする。これにより、粗放養殖を除くすべての養殖漁場が含まれる。

また、関連施設については、クルマエビの築堤など該当するものが多少あるが、適当な資料が得られないこと及び固定資産として別途評価されることから、これを無視することとした。

i. 推計方法

収益還元法による。

純収益は、当該漁場に帰属する年々の収益であり、他方、資産額推計は年々の純収益の積上げと考えられる。

このため、将来に発生すると期待される純収益は安定性と代表性が求められるが、原資料から得られる各年の純収益は好不況による価格や収穫量の変化などを含むため安定性を欠くため、過去5年間の平均純収益率を求め、純収益率を推計する。

純収益＝生産額×純収益率(過去5か年平均)

純収益率は、海面養殖業は『漁家経済調査』（農林水産省、年次）、内水面養殖業は『漁業センサス』（農林水産省、5年ごと）を用いて推計する。

海面養殖業は、養殖収入から養殖支出、見積もり家族労賃、支払利子、租税公課を控除した額を用いる。

内水面養殖業は、収穫金額から「種苗費、飼育費、労賃及びその他の費用（合計値の20%相当）を合計した額」を控除した額を用いる。

ii. 制度部門分割

制度部門別漁業資産額の推計は、分割のための資料がないことから、「家計（個人企業を含む）」に分類している。

(2) 金融資産及び負債

IX「2. 金融取引」の項目を参照

3. 調整勘定

(1) 調整勘定の役割

資本調達勘定では説明できない期首と期末の貸借対照表勘定の変動要因を明らかにする。調整勘定には、

- a. 価格変化による再評価
- b. IMF 特別引出権（SDR）の発行
- c. 債権者による不良資産の抹消
- d. 予測不可能な事態に基づく調整
- e. 資本調達勘定から除外されている有形資産の価値の純増
- f. 制度的構成及び分類変化による調整
- g. 購入された非金融無形資産の消滅
- h. 統計上の不突合及び不連続

の調整項目が概念上含まれる。

このうち、「a.」は、期首・期末間の実現、未実現のキャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロス（資本利得及び損失）の大部分が説明するものである。

資本調達勘定では、資産・負債を取得時価格で評価し、また、貸借対照表勘定において期首の資産・負債は期首価格で評価されるのに対し、期末の資産・負債は、期末価格で評価されるという評価上の調整が該当する。

貸借対照表勘定には、純固定資産が再調達価格表示による固定資本減耗は一般政府の社会資本減耗分を除いて簿価表示になっているという評価上の調整も行われる。

調整勘定の推計には、調整項目を積上げて算出する方法と、期首、期末の残高差額から接近する方法がある。

前者は、固定資産、在庫及び金融資産・負債の推計に適用され、価格変化による再評価、分類の変化による調整、統計上の不突合等の調整項目を加えて全体の調整額を算出する。

後者は、土地、金融資産・負債に適用され、まず期首と期末の残高差額を算出し、それから期中の資本取引を差し引いて調整額を求める。次に調整額を価格変化による再評価、自然成長等の調整項目に細分化する。

93 SNAは、調整勘定を数量的な変化に起因する「その他の資産量勘定」と、価格変化に起因する「再評価勘定」に分割し、価格水準や構造の変化といった保有利得及び損失に反映されるものである。以下ではその概略を説明する。

(2) その他の資産量変動勘定

その他の資産量変動勘定は、地下資源の発見や減耗、戦争または政治事件による破壊や自然災害による破壊のような要因による数量の変化であり、現実には資産の量を変化させる。

その他の資産量変動勘定の記録事項は、取引の結果ではないものを記録するという点で再評価勘定と同様な性格を持つが、記録事項は資産、負債及び正味資産の変化等多様な種類にわたっている。

その他の資産量変動勘定は、以下の項目を含む。

- a. 地下資源の確認埋蔵量の変動等
- b. 貴重品や歴史的記念物
- c. 漁業資源等
- d. 確認埋蔵量の減少
- e. 地震、台風等災害による損失
- f. 政府による理由なき一方的な資産の没収
- g. 陳腐化、脆弱性による除却及び在庫品の例外的損失
- h. IMFによる新たなSDRの配分
- i. 債権者による不良債権の抹消等
- j. 制度部門の変更

(3) 再評価勘定

再評価勘定は、金融・非金融資産及び負債の所有者に対して、当該会計期間中に生じた正または負の名目有利得(キャピタルゲイン・ロス)を記録する。

一定量の資産に対する名目有利得は、その価格の経時的変化または、一般的にはその貨幣的価値の経時的変化の結果として、当該資産の所有者に生じる利益額として定義される。負債に対する有利得の価値は、符号は逆であるが負債の価格または貨幣的価値の変化に等しい。

こうした名目保有利得は、さらに中立保有利得と実質保有利得に分割される。

中立保有利得は一般インフレ率による再評価であり、実質保有利得は名目保有利得から中立保有利得を差し引いたものである。

a. 名目保有利得

名目保有利得は、当該資産の価格が一般物価水準と同じ比率で変化すると仮定した場合に得られる保有利得として定義される。より一般的には、貨幣価値の変化によるものといえる。

名目保有利得は、期首・期末の貸借対照表に記録される資産ストックの価値額の差から、「全ての取引またはその他の変動」の合計額を差し引いた額である。

b. 中立保有利得

中立保有利得は、当該資産の価格がある特定された一般物価指数とまったく同様な動きを経時的に示す場合に生じるであろう保有利得として定義される。

なお、実質保有利得は、資産に対する名目保有利得と中立保有利得の差として計測される。

すなわち、資産に対する実質保有利得の価値額は、一般物価水準によって測られた、その他の価格の平均的な動向に対して相対的に考慮された、当該期間中の当該資産価格の動向に依存する。

(4) その他

「その他」項目は、調整額概念でも上述した「固定資本減耗の評価方法の違いによる差額」である。これは 93 SNA マニュアルのいずれの項目にも該当しないことから、マニュアルにはない「その他」を設けることとした。

4. 家計の耐久消費財残高（参考）

家計の耐久消費財残高は参考として表章するが、推計の範囲は、「①家具・敷物、②家庭用器具、③個人輸送機器、④情報通信機器、⑤その他」とする。骨とう品、美術品は評価の困難性から除外している。

推計方法は、固定資産と基本的に同様に、『昭和 45 年国富調査(家計資産調査)』を基礎資料とするが、93 SNA の概念に合わせ、資産項目を組替え、半年分の減価償却を加えてベンチマークとし、その後はベンチマーク・イヤー法により推計を行う。

耐久消費財支出額は、「目的別家計の最終消費支出」の計数を用いる。

なお、調整額には、減価償却額、価格変化による再評価及びその他を含める。

X I その他参考表等の推計方法

1. 経済活動別就業者数・雇用者数・労働時間

(1) 就業者数・雇用者数

就業者数・雇用者数については、基本的に『国勢調査』を用いて産業別、従業上の地位別（雇用者、自営業主、家族従業者）に推計する。『国勢調査』は5年に1度の統計であるため、『国勢調査』が実施された年の9月分については同調査を用いるが、それ以外の月は『労働力調査』を用いて月次毎に推計する。なお、国民経済計算では2つ以上の仕事に従事し、かつ事業所も異なる場合は、それぞれ一人と数える副業者分の概念があるので、『就業構造基本調査』（総務省、5年ごと）から就業者に占める副業者の割合で求めた副業者比率によって副業者数を推計し、就業者数に加算することとなる。次に、副業者を含めて推計した産業別、従業上の地位別の人数を『工業統計表』（経済産業省）、『事業所・企業統計調査』等を用い、経済活動別に分割する。年及び四半期値については、月次の値のそれぞれ12か月、3か月の平均値とする。

(2) 労働時間

労働時間数には、『毎月勤労統計調査』と『労働力調査』、『国勢調査』の産業別一人当たり労働時間数を用いて、SNAに沿った経済活動別産業分類に組み替える。

このとき、国民経済計算で表章される雇用者数は、主業・副業毎に1人と数えるとともに、有給家族従業者を含んでいることから、個々の産業毎の副業率、有給家族従業者の労働時間数を反映させて産業別の労働時間数を把握した上で、別途推計した産業別延べ労働時間数の構成比等を用いて産業の組み換え処理を行う。

2. 実質国民総可処分所得

実質国民総可処分所得について、以下のように推計する。

- (1) 交易利得・損失を推計する。
- (2) 不変価格表示のGDPに交易利得・損失を加え、実質国内総所得（実質GDI）を推計する。
- (3) 実質GDIに海外からの第1次所得の純受取を加え、実質国民総所得を推計する。
- (4) 実質国民総所得に海外からの経常移転の純受取を加え、実質国民総可処分所得を推計する。

四半期別 GDP 速報の作成方法

I. 四半期別 GDP 速報（QE）の推計方法の概要

(1) 需要項目別名目値の推計方法

表 1 各需要項目名目値推計方法の概要

<p>家計最終消費支出</p> <p>国内家計最終消費支出は、供給側推計値と、「家計調査」等から推計した需要側推計値を統合する。統合は、需要側・供給側推計値それぞれの推計精度（標準誤差率）に基づくウェイトで加重平均する。</p>
<p>民間住宅</p> <p>「建築物着工統計」における工事費予定額を、平均工期により進捗ベースに転換して推計する。ただし、平均工期の変化も反映させる。</p>
<p>民間企業設備</p> <p>1次QEでは、基本的に「供給側推計の総固定資本形成（※）－公的固定資本形成」として求める。2次QEでは、供給側推計値（1次QEと基本的に同じ方法で求めたもの）と、「四半期別法人企業統計調査」等から推計した需要側推計値を統合する。統合は、それぞれの推計精度（標準誤差率）に基づくウェイトで加重平均する。</p> <p>（※）民間住宅、対家計民間非営利団体設備投資を控除。</p>
<p>民間在庫品増加</p> <p>1次QEでは、製品在庫は、「工業統計表」の在庫額（年末値）を「鉱工業生産指数」の製品在庫指数等を使用して延長推計する。流通在庫は、「商業統計表」の在庫額を「商業販売統計」の商品手持額等を使用して延長推計する。2次QEでは仕掛品在庫、原材料在庫を「四半期別法人企業統計調査」を利用して推計する。</p>
<p>政府最終消費支出</p> <p>構成項目ごとに、予算書、基礎統計の四半期値情報等を使用して推計。</p>
<p>公的固定資本形成</p> <p>「建設総合統計」（出来高ベース・公共）の前年度値比を使用して延長推計する。</p>
<p>公的在庫品増加</p> <p>品目ごとにヒアリング情報等を基に推計。</p>
<p>輸出入</p> <p>「国際収支統計」の貿易・サービス収支の計数を組替えて推計。</p>

(2) 実質化の方法

平成 15 年度確報および平成 16 年 7～9 月期二次 Q E 公表時(平成 16 年 12 月 8 日)より支出系列の実質化手法は連鎖方式へ移行した。(連鎖方式の詳細は、IV. 1. 連鎖方式についてを参照。)

(3) 表章項目

表 2 Q E の表章項目一覧

1. 国内総生産（支出側）及び各需要項目（名目、実質、デフレーター（一部項目を除く））

国内総生産（支出側）（GDP）
国内需要
民間需要
民間最終消費支出
家計最終消費支出
家計最終消費支出（除く持ち家の帰属家賃）
民間住宅
民間企業設備
民間在庫品増加（注 1）
公的需要
政府最終消費支出
公的固定資本形成
公的在庫品増加（注 1）
総固定資本形成（注 2）
財貨・サービスの純輸出（名目、実質のみ）（注 3）
財貨・サービスの輸出
財貨・サービスの輸入
国内総所得（GDI）（実質のみ）
国民総所得（GNI）

注 1 デフレーターは暦年平均デフレーター

注 2 総固定資本形成は民間住宅、民間企業設備、公的固定資本形成から成る。

注 3 実質の財貨・サービスの純輸出は輸出－輸入で定義する。

2. 形態別国内家計最終消費支出、形態別総固定資本形成及び財貨・サービス別の輸出入

(1) 形態別国内家計最終消費支出 (注4)

家計最終消費支出 (再掲)	
	居住者家計の海外での直接購入
	(控除) 非居住者家計の国内での直接購入
国内家計最終消費支出	
	耐久財
	半耐久財
	非耐久財
	サービス

(2) 形態別総固定資本形成 (注5)

形態別総固定資本形成	
	住宅
	住宅以外の建物及び構築物
	輸送用機械
	その他の機械設備等
	コンピュータ・ソフトウェア
総資本形成	
	うち在庫品増加

(3) 財貨・サービス別の輸出入

財貨・サービスの純輸出 (再掲)	
	輸出 (再掲)
	財貨
	サービス (含む居住者家計の海外での直接購入)
	輸入 (再掲)
	財貨
	サービス (含む非居住者家計の国内での直接購入)

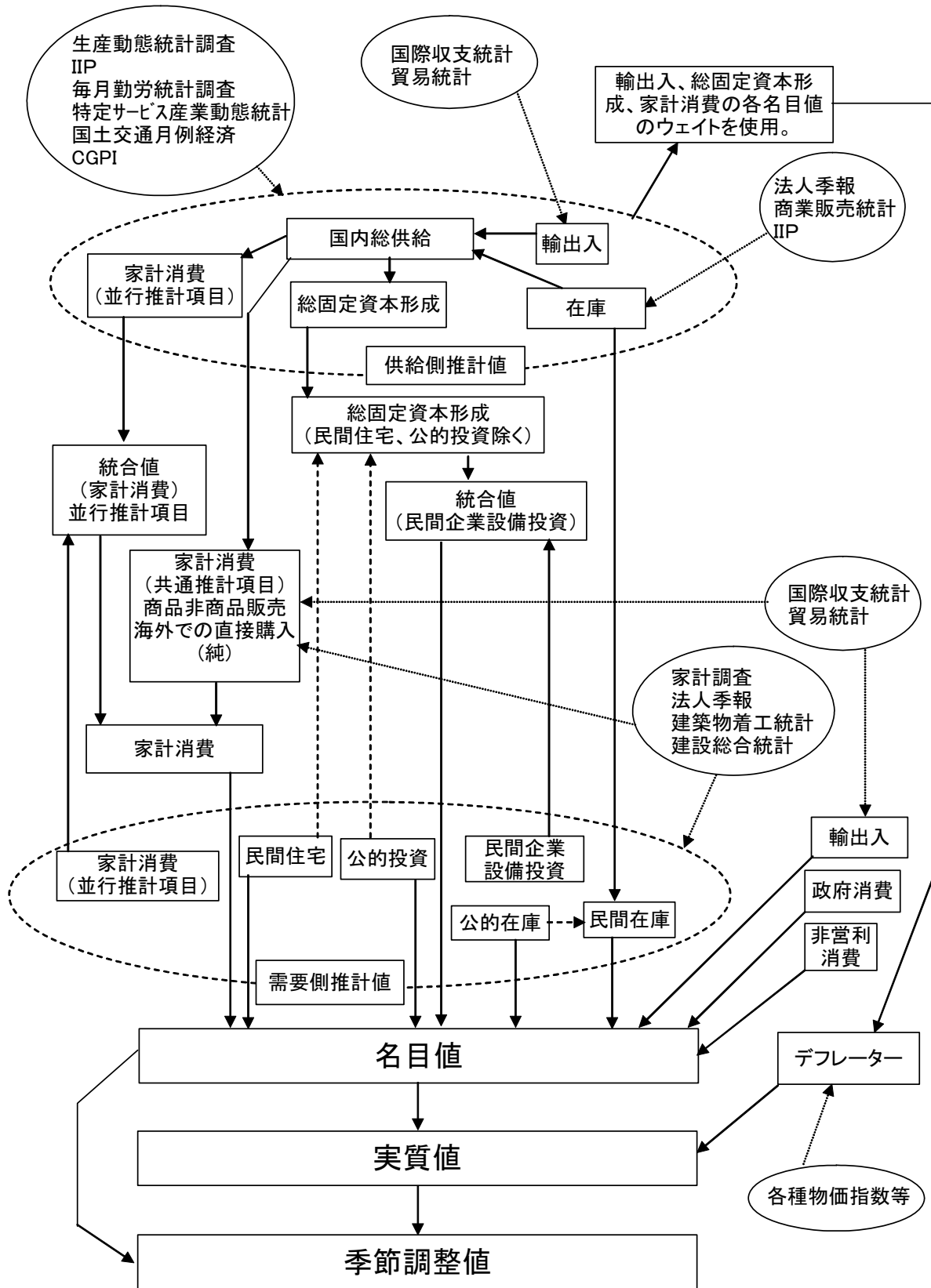
注4 形態別国内家計最終消費支出は、国内家計最終消費支出87目的分類の各項目を4つの形態（耐久財、半耐久財、非耐久財、サービス）のいずれかに分類して計上したものである。

注5 形態別総固定資本形成は、1. に表章されている総固定資本形成の総額を供給側統計の情報等を用いて形態別に分類したものである。資料の制約により、四半期毎に修正グロス方式による総額をグロス方式による形態別構成比で分割している。

3. 雇用者報酬(名目、実質)

雇用者報酬

図1 QE現行推計方法のイメージ



(4) その他のポイント

1) 速報の延長推計方法

- 速報の延長推計は、最も新しい確報（年値）を四半期分割し、基礎統計の原系列「前期」比で延長する。

2) 確報の四半期分割方法

- 速報推計の基準となる確報の四半期分割方法は、原則として年値を補助系列の四半期比率で分割する。

3) 季節調整方法

- 季節調整は、直近期まで含めて季節調整を毎回かけ直す。
- 1次QEと2次QEとで原系列の季節パターンが異なる項目に関しては、そのことが季節調整済系列の動きに影響を与えないような工夫を施す。

4) 遡及改定方法

基礎統計の年間補正等に対応し、随時、過去に遡及して推計値を改定する。また、連鎖方式の導入にともない、四半期実質値を暦年実質値へベンチマークする必要が生じるが、これによる遡及改定対象期間は確々報暦年の第1四半期までとする。

(5) 公表時期

- 1次QEの公表は1か月＋2週間程度後に、2次QEの公表は2か月＋10日程度後となる。具体的な公表日は、原則以下のとおり。

1次QE：①「鉱工業生産・出荷・在庫指数」（速報）の公表日から10日後、②「貿易統計（輸出確報）」の公表日から10日後、③「消費者物価指数」の公表日から11日後のいずれかの中でもっとも遅い日付までに公表（土日・祝日を除く）。（具体的な日程については公表日の10日前までにホームページ上に掲載する。）

2次QE：「四半期別法人企業統計調査」公表日の5日後（土日・祝日を除く）

(6) 年間補正等の処理について

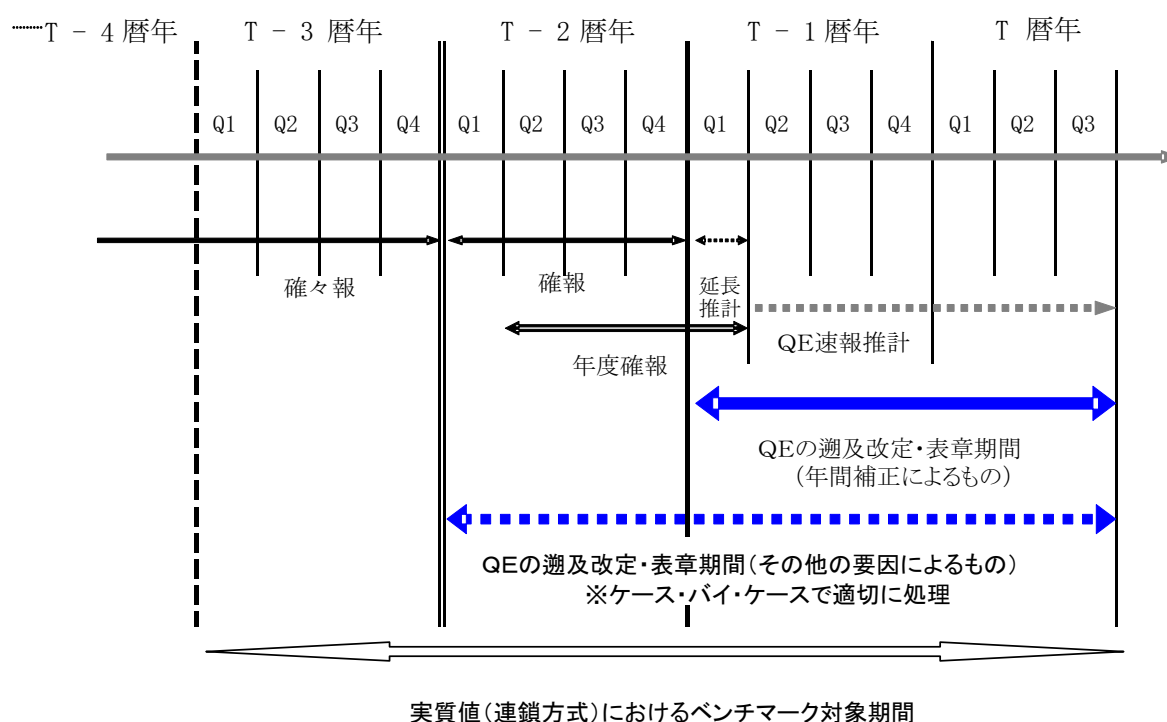
(名目値について)

- 速報推計対象の支出系列名目値は、基礎統計の年間補正に伴い遡及改定する（現在をT年とした場合、T-1暦年の1～3月期まで遡及改定する。これにより、T-2年度の確報値が確々報値になる前に改定される）。
- 確報としてのみ作成していた勘定・系列の年間補正に伴う再推計は、次の確報・確々報作成作業の中で実施する。
- その他の要因による基礎統計の変更（調査表変更や基準改定）に伴う推計値の改定は、ケース・バイ・ケースで適切な方法を選択するが、遡及改定は確報値の対象期間までとし、原則として確々報値は改定しない。

(実質値について)

- 支出系列実質値（連鎖方式）については、基礎統計の遡及改定等によりT-2暦年の1～3月期まで遡及改定されるため、各四半期実質値を暦年実質値へ再ベンチマークする必要があるが、ベンチマークによる遡及改定の対象期間はT-3暦年の1～3月期までとする（すなわち、T-3暦年の各四半期実質値は基礎資料の改定等によらずに遡及改定となる可能性がある）。

図2 年間補正等による遡及改定のイメージ



Ⅱ. 供給側推計の方法

(1) 基本的な考え方

確報年次推計におけるコモ法の考え方にに基づき、供給側の基礎統計からも国内家計最終消費支出、総固定資本形成の名目値を推計する。ただし、四半期で年次推計と同じ方法を実施することは不可能であるので、より簡便な方法を用いる。

年次推計におけるコモ法は、約 2,000 品目に上る品目分類において、詳細な流通経路を設定し、それぞれへの配分額を推計するものである。QE 推計における供給側推計は、原則として、品目分類はコモ法の作業分類の 90 品目レベルで行っており(※)、流通経路も簡略化している。推計方法の概略は以下のとおり。

- 1) 確報年次推計のコモ法における 90 品目分類の出荷額暦年値の定義に合わせ、月次または四半期値の基礎統計から四半期別出荷額の動向を表す補助系列を作成する。
- 2) この補助系列の四半期比率で確報暦年値を分割し、確報四半期値を作成する。
- 3) 確報四半期値の最新の値を基準とし、補助系列の前期比で延長推計することで速報値を作成する。以上により、コモ法の 90 品目分類に基づく出荷額の四半期系列を得る。
- 4) 出荷額に運賃・マージン調整、輸出入調整を行った後、別途推計した流通在庫純増額、原材料在庫純増額を差し引くことで国内総供給額を推計する。
- 5) 国内総供給額に、直近の確報年次推計から得られた国内総供給から各需要項目への配分比率を乗じ、国内家計最終消費支出及び総固定資本形成を推計する。

なお、供給側推計から得られた国内家計最終消費支出及び総固定資本形成は、別途需要側統計から推計された数値と統合され、最終的な推計値となる。

※ 推計品目の細分化

90 品目分類の一部(「31 石油製品」、「51 電子・通信機器」、「54 自動車」、「67 保険」、「81. 広告・調査・情報サービス」、「84. その他の対事業所サービス」)について、平成 12 年 1～3 月期から、90 品目分類より詳細な品目分類で推計している。

以下、「90 品目分類」等の記述には、これらの細分化した品目分類を含んでいる。

(2) 補助系列の作成方法

基礎統計の状況に応じ、四半期別出荷額の動向を表す補助系列を作成する。

- 1) 1 つの系列をそのまま補助系列とするもの

コモ 90 品目出荷額にほぼ該当する系列が存在する場合には、そのまま補助系列として用いる。

2) 2つ以上の系列を合計して補助系列を作成するもの。

コモ 90 品目の内訳に当たる複数の出荷額の系列が存在する場合には、それらを足し合わせ、コモ 90 品目にできるだけ近い概念の出荷額の系列を作成する。

3) 数量×価格（指数）により補助系列を作成するもの。

出荷数量の系列のみ存在する場合には、できるだけ近い概念の価格指数を採用又は推計し、掛け合わせた名目指数で、出荷額の動きを表す補助系列を作成する。

4) 卸売・小売業

卸売業、小売業は、「商業統計」及び「四半期別法人企業統計調査」から推計したマージン率を「商業販売統計」から得られる販売額に掛け合わせることで卸・小売マージン（＝出荷額）を推計する。

卸・小売マージン＝

$$\left((\text{売上高} - \text{売上原価}) / \text{売上高} + \text{等差マージン} (\ast) \right) \times \text{販売額}$$

※ 等差マージン： 「商業統計」から得られるマージン率と、「四半期別法人企業統計調査」から得られるマージン率の差を調整するもの。

なお、1次QEでは「四半期別法人企業統計調査」の情報が利用できないため、直近1年間（4四半期）の平均マージン率を用いて補外推計している。2次QEでは作業期間の関係で、1次QEで使用したデータを用いている（「四半期別法人企業統計調査」の情報は、次期1次QEの前期の値には反映させる）。

5) 需要側推計値を用いるもの

供給側統計から適当な補助系列が得られず、「家計調査」等需要側統計の動きで出荷額を捕捉するもの。

6) その他

上記の手法の組合せなどにより、補助系列を推計するもの。

(3) 出荷額確報の四半期分割方法

(2)で得られた補助系列の四半期比率を使用して、確報暦年値を分割し、確報四半期値を作成する。

補助系列 t 暦年値	A_t
補助系列 t 暦年 i 四半期値	$a_{t,i} \quad (i=1, 2, 3, 4)$
	$(A_t = a_{t,1} + a_{t,2} + a_{t,3} + a_{t,4})$
90 分類確報出荷額暦年値	Q_t
90 分類確報出荷額四半期値	$q_{t,i} = Q_t \times (a_{t,i}/A_t)$

(4) 出荷額速報の延長推計方法

(3)で作成された確報四半期値の最新の値を基準とし、補助系列の前期比で延長推計する。

90 分類出荷額確報四半期最新値	$q_{t,4}$
補助系列同期値	$a_{t,4}$

90 分類出荷額速報四半期値

$$\begin{aligned}q_{t+1,1} &= q_{t,4} \times (a_{t+1,1} / a_{t,4}) \\q_{t+1,2} &= q_{t+1,1} \times (a_{t+1,2} / a_{t+1,1}) \\&\cdot \\&\cdot\end{aligned}$$

(5) 需要項目額の推計方法

1) 輸出入額の調整

(4)までで推計された出荷額に輸入を加算し、輸出額を差し引くことで、国内向け供給額を推計する。輸出入は、「貿易統計」の輸出入と「国際収支統計」のサービス収支等を90品目分類に組替えて推計する。

2) 購入者価格への転換

1)で得られた額に、運賃・マージンを加算(90分類の1～58、81、89及び90番)して購入者価格表示に変更する。なお、商業(卸売、小売)はコスト的商業(同部門内の中古品取引等)販売を除いた部分を、運輸はコスト的運賃(生産工程の一環として行われる輸送活動等)、旅客にかかる運輸活動部分を除いた部分を、他の財に付随する運賃・マージンとして配分する(※)。

3) 国内総供給の推計(在庫純増額の調整)

2)で得られた購入者価格転換後の国内向け供給額から、更に流通在庫純増額、原材料在庫純増額を差し引くことで、在庫純増額を除いた国内総供給を推計する。

流通在庫純増額は、「商業統計」の在庫額及び「商業販売統計」の商品手持ち額により推計する。原材料在庫純増額は、「法人企業統計調査」の棚卸資産(原材料・貯蔵品)を用いて推計する(在庫純増額の推計方法の詳細は、Ⅲ.4.民間在庫品増加を参照)。

4) 需要項目の推計

3)で得られた国内総供給に、直近の年次推計で得られた配分比率を乗じて国内家計最終消費支出、総固定資本形成の名目値を推計する。

$$\text{国内家計最終消費支出配分比率} = \text{国内家計最終消費支出額} / \text{国内総供給額}$$

$$\text{総固定資本形成配分比率} = \text{総固定資本形成額} / \text{国内総供給額}$$

※ 運賃額、卸売・小売マージン額推計方法の改定

運賃額、卸売・小売マージン額の各90品目分類への配分については、各合計値を、それぞれ、暦年確報値の構成比で配分していたが、出荷額等の変動に対応させるため、90品目分類ごとの国内供給に暦年確報値の運賃率、卸売・小売マージン率を乗じた額の構成比で配分する推計方法に改定した(平成6年1～3月期に遡って改定)。

(6) 建設業生産額等の推計方法

建設活動は他の産業と異なり、一旦建設業者が資材を受け入れ、長期的に様々な活動を加えることで建設業の価値が生じるため、産出額を進捗ベースで把握することが

困難である。そこで、コモ法の流れの中で建設業への資材投入額を推計し、これに別途推計した雇用者報酬、営業余剰などの付加価値額を加算することにより、建設業の産出額を推計する。この方法を建設コモディティ・フロー法という。

QE推計では、確報年次推計で得られた建設生産額を、以下の補助系列で分割及び延長推計する。

$$\text{補助系列} = (\text{資材投入額} + \text{付加価値額}) / (1 - \text{コモ法未推計部門中間投入比率})$$

資材投入額は、(5)の国内総供給額に、直近の確報年次推計における建設資材投入比率を乗じて推計する。付加価値額は、年次推計における建設付加価値額を、「毎月勤労統計定期給与（5人以上事業所）×労働力調査就業者数」で分割及び延長推計したものである。また、建設補修等コモ法で推計されない部門を生産額に含めるため、上式の後半の係数で割って調整する。

こうして得られた四半期の建設生産額を、直近の年次推計における建設の中間需要、総固定資本形成の比率で分割し、後者を総固定資本形成に加算する。

Ⅲ. 需要項目別名目値の推計方法

1. 民間最終消費支出

(1) 家計最終消費支出

1) 国内家計最終消費支出

(a) 供給側推計、需要側推計の双方で並行して推計値を作成し87目的分類ごとに統合する項目（並行推計項目）を主体とし、(b)一部各種の統計を使用して直接推計する項目（共通推計項目）、(c)トレンド等で推計する商品・非商品販売を加算して推計する。

(a) 並行推計項目

需要側推計値

「家計調査」、「家計消費状況調査」^(注)、世帯数等から推計した補助系列（世帯合計消費額）で87目的分類別に確報の四半期分割、速報の延長推計を行う。ただし、速報の延長推計は補助系列の前期比を用いる。なお、この方法で推計される電気、水道は共通推計項目として扱う。

補助系列（世帯合計消費額）は、1.二人以上の世帯及び2.単身世帯に区分する。

「家計調査(二人以上全国全世帯(農林漁家世帯含む))」の各一世帯当たり消費支出（目的分類別に組替えたもの）に、「国勢調査」、「人口推計月報」等から推計した各世帯数を乗じ、それらを87目的分類ごとに合計して推計する。

なお、単身世帯については、「全国消費実態調査」の単身世帯消費支出で水準調整を行う。

供給側推計値

供給側推計から得られる90品目分類の家計最終消費支出を、確報年次推計の時に得られる更に詳細な品目分類のウェイトを用いて87目的分類に組替えた数値を使用する。

統合方法

以下の算式により統合値を得る（ C_d は需要側統計による推計値、 C_s は供給側統計による推計値）。統合は国内家計最終消費支出（並行推計項目部分）の各目的分類ごとで行う。

$$\text{国内家計最終消費支出（並行推計項目）統合値} = kC_d + (1-k)C_s$$

^(注) 家計最終消費支出の需要側補助系列推計に利用している「家計調査」の各品目のうち、置き換えが可能な品目について「家計消費状況調査」を用いることとする（平成14年1-3月期以降）。87目的分類のうち、平成16年10-12月期までは19の目的分類で、平成17年1-3月期以降は「9201 楽器」を除く18の目的分類で、平成18年4-6月期以降は「9201 楽器」を加えた19の目的分類で、平成20年1-3月期以降は「9102 写真・撮影用装置及び光学機器」を除き、「7305 その他の輸送サービス」、「9401 レクリエーション及びスポーツサービス」を加えた20の目的分類で「家計消費状況調査」により推計。

表3 国内家計最終消費支出 87 目的分類一覧

1. 食料・非アルコール飲料	7. 交通
1101 パン及び穀物	7101 自動車
1102 肉及び肉加工品	7102 オートバイ
1103 魚及び水産加工品	7103 自転車及びその他の輸送機器
1104 ミルク、チーズ及び卵	7201 予備部品及び付属品
1105 油脂	7202 燃料及び潤滑油
1106 果物	7203 個人輸送機器の保守及び修理費
1107 野菜	7204 その他のサービス
1108 砂糖、チョコレート及び菓子	7301 鉄道旅客輸送
1109 その他の食料品	7302 道路旅客輸送
1201 コーヒー、茶及びココア	7303 航空旅客輸送
1202 その他の非アルコール飲料	7304 外洋・沿海・内水面旅客輸送
2. アルコール飲料・たばこ	7305 その他の輸送サービス
2100 アルコール飲料	8. 通信
2200 たばこ	8100 郵便
3. 被服・履物	8201 電話及び電報
3101 糸及び生地	8202 その他の通信サービス
3102 衣服	9. 娯楽・レジャー・文化
3103 その他の衣服及び衣服装飾品	9101 ラジオ・テレビ受信機及びビデオ機器
3104 クリーニング及び衣服の修理費	9102 写真・撮影用装置及び光学機器
3201 靴及びその他の履物	9103 情報処理装置
3202 履物の修理費	9104 記録媒体
4. 住居・電気・ガス・水道	9105 パソコン
4100 住宅賃貸料	9106 視聴覚、写真及び情報処理装置の修理費
4201 水道料	9201 楽器
4202 廃棄物処理	9202 音楽機器の修理費
4301 電気料	9301 ゲーム及び玩具等
4302 ガス	9302 スポーツ用具等
4303 液体燃料	9303 庭、草木及びペット関連商品・サービス
4304 固体燃料	9401 レクリエーション及びスポーツサービス
4305 熱エネルギー	9402 文化サービス
5. 家具・家庭用機器・家事サービス	9403 ギャンブル性ゲーム
5101 家具及び装飾品	9501 書籍
5102 絨毯及びその他の敷物	9502 新聞及び定期刊行物
5103 家具・装飾品及び敷物類の修理費	9503 その他の印刷物
5200 家庭用繊維製品	9504 文房具及び画材
5301 家庭用器具	9600 パッケージ旅行
5302 家庭用器具の修理費	10. 教育
5400 ガラス器具類、食器類及び家庭用品	10100 教育
5500 住宅及び庭用の工具備品	11. 外食・宿泊
5601 家庭用消耗品	11100 飲食サービス
5602 家庭サービス及び家事サービス	11200 宿泊施設サービス
6. 保健・医療	12. その他
6101 薬品及びその他の医療製品	12101 美容院及び身体手入れ施設
6102 治療用機器	12102 個人ケア用器具及び製品
6200 外来・病院サービス	12201 宝石及び時計
6300 入院サービス	12202 その他の身の回り品
6400 介護サービス	12301 生命保険
	12302 非生命保険
	12400 金融サービス
	12500 その他のサービス

＜補足＞需要側推計値補助系列の推計方法の詳細

世帯を二人以上の世帯、単身世帯に区分し、各世帯について、以下のような算式により、品目別消費支出を推計し、並行推計対象の 87 目的分類毎にそれらを合計する。

なお、家計調査分類の以下の品目については、並行推計項目に該当しないので、控除する。

「学校給食」、「家賃地代」、植木・庭手入れ代を除く「設備修繕・維持」、「保健医療サービス」、「自動車等購入」、「自動車保険料」、「授業料等」、
「信仰・祭祀費」、「損害保険料」、「住宅関係負担費」

また、SNA上の消費支出とみなされないため、以下の移転的な支出品目についても控除する。

「諸会費」、「寄付金」、「贈与金」、「他の負担費」、「仕送り金」

二人以上の世帯消費支出推計値

＝「家計調査（農林漁家世帯含む）」または「家計消費状況調査（農林漁家世帯含む）」（総務省）の二人以上の全国全世帯一世帯当たり品目別消費支出
×全国消費実態調査（二人以上の一般世帯）修正率
×人員調整係数
×二人以上の世帯数

単身世帯消費支出推計値

＝「家計調査（農林漁家世帯含む）」または「家計消費状況調査（農林漁家世帯含む）」（総務省）の二人以上の全国全世帯一世帯当たり品目別消費支出
×全国消費実態調査（単身世帯）修正率
×人員調整係数
×単身世帯数

1. 二人以上の世帯

●一世帯当たり品目別消費支出：

「家計調査」又は「家計消費状況調査」の二人以上の全国全世界帯一世帯当たり品目別消費支出を用いる。「こづかい」、「つきあい費」は、「全国消費実態調査」の「個人的な収支結果表」におけるウェイトにより該当すると考えられる各品目に配分する。

●全国消費実態調査（二人以上の一般世帯）修正率：

「家計調査」のサンプル数（調査対象世帯：約 9,000 世帯）または「家計消費状況調査」のサンプル数（調査対象世帯：約 30,000 世帯）による標本誤差を補正するため、5年に1回実施される「全国消費実態調査」（総務省）（調査対象世帯：約 60,000 世帯）を基礎にして品目別消費支出を修正する。「全国消費実態調査」の実施時点における「全国消費実態調査一世帯当たり消費支出／家計調査または家計消費状況調査一世帯当たり消費支出」比率を品目別に求め、これを毎月の「家計調査」または「家計消費状況調査」一世帯当たり消費支出に乗じて修正する。

●人員調整係数：

「家計調査」または「家計消費状況調査」の一世帯当たり人員と世帯数等の推計から求めた一世帯当たり人員が異なるので、後者のベースに合わせるため、人員調整係数によって一世帯当たり品目別消費支出を調整し、それを目的分類毎に集計する。人員調整係数は以下の算式で求める。

$$\begin{aligned} P &= (C X k) / (C X h) \\ &= \{(4 - X K) C 3 + (X K - 3) C 4\} / \\ &\quad \{(4 - X H) C 3 + (X H - 3) C 4\} \\ &\quad (\text{平均世帯人員が3人から4人の間となる場合}) \end{aligned}$$

P：人員調整係数

C X h：一世帯当たり人員数がX H人の場合の消費支出

C X k：一世帯当たり人員数がX K人の場合の消費支出

X H：「家計調査」または「家計消費状況調査」一世帯当たり世帯人員数

X K：「国勢調査」等を用いて推計した一世帯当たり世帯人員

C 3：「家計調査」または「家計消費状況調査」3人世帯の消費支出

C 4：「家計調査」または「家計消費状況調査」4人世帯の消費支出

●世帯数：

「人口 / 一世帯当たり人員」により推計する。人口は「総人口（「人口推計月報」による）－単身世帯数」により求める。一世帯当たり人員は「国勢調査」をベンチマークとし、中間年は直線補間・補外する。

2. 単身世帯

- 一世帯当たり品目別消費支出

「家計調査」又は「家計消費状況調査」の二人以上の全国全世帯一世帯当たり品目別消費支出を用いる（「こづかい」、「つきあい費」も二人以上の世帯と同様に処理）。

- 全国消費実態調査（単身世帯）修正率：

「全国消費実態調査」実施時点における、「家計調査」または「家計消費状況調査」二人以上世帯の一世帯当たり消費支出に対する「全国消費実態調査」単身世帯の一世帯当たり消費支出の比率を毎月の家計調査または家計消費状況調査の一世帯当たり消費支出に乗じて、単身世帯ベースへの水準調整を行う。

- 人員調整係数：

毎月の「家計調査」または「家計消費状況調査」二人以上世帯の消費支出を、上記水準調整に用いた「全国消費実態調査」実施時点における世帯人員ベースに合わせるため、二人以上の世帯と同様の方法で人員調整係数による調整を行う。

- 世帯数：

「国勢調査」の「一人の一般世帯数」と「施設等の世帯人員」を単身者とみなし、年齢階級毎に単身者比率を求め（中間年は、直線補間・補外）、各月の「人口推計月報」の年齢階級別人口に乗じる。

(b) 共通推計項目

住宅賃貸料

持ち家の帰属家賃については、「住宅・土地統計調査」(総務省)における属性(地域区分、構造別、建築時期別)を考慮して算定した構造別床面積及び家賃単価による推計を基準(ベンチマーク)とする。

床面積については「建築物着工統計」(国土交通省)及び「建築物滅失統計」(国土交通省)での増減床分を基に補間・延長推計する。家賃単価については、「消費者物価指数」で補間推計、「消費者物価指数」で延長推計する。

同様にして構造別民営(借家)分及び公営分についても推計する。帰属家賃にこれらを加えたものが下宿料を除く住宅賃貸料となる。

医療・介護サービス

国内家計最終消費支出に計上される医療サービス、介護保険サービスは、それぞれ総額を推計し、政府最終消費支出計上の保険給付分を控除して求める。

医療サービスの総額については、年次推計では「産業連関表」をベンチマークにして国民医療費の伸び等で延長推計し、基本的には、政府最終消費支出計上分と同様の四半期比率で分割する。速報時には、制度変更がない場合には、総額は保険給付分と同じ伸びをすると仮定し、政府最終消費支出計上の保険給付分の前期比で延長推計する(5. 政府最終消費支出参照)。制度変更があった場合には、負担割合の変更等による保険給付分の変化等を考慮して推計する。

介護保険サービスの総額については、「介護給付費の状況」(国民健康保険中央会)の介護費用に、「介護保険事業状況報告」(厚生労働省)の福祉用具購入費を10/9倍した値を合計して求める。

水道、電気

(a)の需要側並行推計の過程で得られる値を用いる。

自動車、保険、金融、不動産仲介・管理

供給側推計の過程で得られる品目別の推計値を使用する。

(c) 商品・非商品販売

商品・非商品販売は、授業料、公的施設の入場料など、家計が政府、対家計民間非営利団体から対価を支払って購入するサービスのことであり、SNAでは国内家計最終消費支出に含まれる。

個別の品目ごとに年度値をトレンドや予算の伸びにより延長推計し、これを前年度の四半期比率で分割して四半期値を求める。

2) 居住者家計の海外での直接購入・非居住者家計の国内での直接購入

1)で推計した国内家計最終消費支出に居住者家計の海外での直接購入を加算し、非居住者家計の国内での直接購入を控除することで家計最終消費支出を求める。

「国際収支統計」を用いて推計する。

(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出

確報年次推計の際には、「民間非営利団体実態調査」（内閣府）等を基に、「教育」、「その他」の2つの活動目的別に産出額（雇用者報酬、中間投入等の費用の合計）、商品・非商品販売（団体の提供するサービスを家計等が購入した分）を推計する。産出額から商品・非商品販売を差し引いたものが対家計民間非営利団体最終消費支出となる。確報の四半期分割は、内訳の項目ごとに、「教育」の雇用者報酬など基礎統計と関連性の高い項目はその季節パターンを加味（「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の事業所規模5人以上の賃金指数のうち、教育業及びサービス業を使用）して分割し、そうでないものは4等分する。

速報推計は、まず、前年度値を活動目的別に延長することによって当年度値を推計し、これを前年度の四半期比率で分割する。年度値の延長推計は、産出額に関してはトレンドで推計する。「教育」については、「学校基本調査」における私学の教職員数も利用したトレンド推計を行う。商品・非商品販売に関しては、産出額に対する割合をトレンド推計し、産出額に乗じて求める。

2. 民間住宅

民間住宅は、まず全住宅投資を推計し、公的住宅を控除して民間住宅を求める。全住宅投資は、「建築物着工統計」における居住専用（全額）、居住産業併用（7割を居住分とみなす）の構造別着工建築物の各工事費予定額を、構造別・居住専用、居住産業併用別平均工期（※）により進捗ベースに転換し、工事単価、着工統計の漏れ等を補正するため修正倍率を乗じて推計する。なお、構造別は、木造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック、その他に区分されている。

また、構造別・居住専用、居住産業併用別平均工期については原則5年ごとに「建築統計年報」の工事期間データ等から推計し直した値（間の期は補間）を用いる。

（※）「建築統計年報」に掲載されている全用途建築物についての構造別・床面積別の工事期間分布から平均工期を推計する。これは、住宅用途のみを対象としたものではないが、近似値として住宅用途建築物の平均床面積に相当する部分の平均工期を採用する。

3. 民間企業設備

供給側推計、需要側推計の双方で並行して推計値を作成し集計値のレベルで統合する項目（並行推計項目）を主体とし、供給側統計を使用して推計した受注ソフトウェ

アの総額（共通推計項目）の民間分按分値、トレンドで推計する対家計民間非営利団体分を加算して推計する。

(1) 並行推計項目

1) 需要側推計値

需要側推計値は、2次QE以降で作成する。非金融法人企業分については「法人企業統計調査」、金融機関分については「法人企業景気予測調査」、個人企業分については「個人企業経済調査」等から推計した設備投資額の補助系列で確報の四半期分割、速報の延長推計を行う。ただし、確報の四半期分割は補助系列の四半期比率を用い、速報の延長推計は補助系列の前期比を用いる。

補助系列の推計方法は以下のとおり。

(a) 民間非金融法人企業設備投資

「四半期別法人企業統計調査」（以下「法人季報」）の設備投資（有形固定資産新設額）から推計する。その際、「法人季報」の年度毎のサンプル替えに伴う断層や四半期毎の回答企業の差の影響を軽減するための調整を新たに行う。具体的には、以下のようにして「法人季報」の有形固定資産額を用いて推計した調整比率を設備投資に乗じる。

「法人季報」の有形固定資産額は、今期末値が翌期首値と一致せず時系列として接続していない。このため、過去の適当な時点（平成2年4～6月期とおく）をベンチマークとして、同一期の期首ストック値に対する期末ストック値の比を每期連続して乗じて接続したストック系列を作成する。この系列はベンチマークをどの期に採るかで水準が変わり得るが、ベンチマークが適切ならば、この系列がストックの実際の観測値を上回る時期と下回る時期はほぼ同程度となるはずである。また、「法人季報」は資本金階層ごとに抽出率が異なっており、抽出率に応じて断層の大きさも異なってくることから、階層ごとに断層調整することが望ましい。そこで、資本金階層を1千万円～5千万円、5千万円～1億円、1億円～10億円、10億円以上の4階層に分け、前3区分について平成2年4～6月期をベンチマークとした系列を説明変数、観測値（期末値）を被説明変数とする対数型回帰式（最小二乗法による）を推計し、平成2年4～6月期をベンチマークとした系列に回帰係数を乗じて、平均的なベンチマークの系列を求める。フロー、ストックは比例的な関係にあると想定して、ストックにおける平均的なベンチマーク系列の観測値に対する比率を設備投資の観測値に乗じることにより、各期間比較が可能な設備投資に変換することができる。これに対し、10億円以上の資本金階層については全数調査の統計情報を生かしつつ、階層間移動が存在することを考慮し、「法人季報」の設備投資（有形固定資産新設額）の公表値と前3区分同様に断層調整した値の平均値を用いる。

また、「法人季報」の対象外の資本金1千万円未満法人分については、「年次別法人企業統計調査」における資本金1千万円未満法人投資額の資本金1千万円以上法人投

資額に対する比率を、上記断層調整後の新設投資額に乗じる方法で推計し加算する。この比率は年度ごとに算出されるので、滑らかに接続するためリスマン・サンデー法で四半期化（前年度値、当年度値、翌年度値を与えて当年度値の四半期値を推計）して用いる。この比率が得られない年度については、実績の得られる直前年度の比率を使用する。

(b) 金融機関設備投資

「法人企業景気予測調査」における金融保険業の設備投資を用いて推計するが、当該四半期の2次QEでは同調査の実績値が利用できないため、同調査金融保険業の実績見込値と前期実績値の比率を用いて前期推計値を延長推計する。次の期の1次QEにおいて実績見込値を実績値に置き換えて再推計する。

(c) 家計（個人企業）設備投資

（農業）

一農家当たりの設備投資に農家戸数を乗じて推計する。一農家当たりの設備投資については、「農業経営統計調査」（農林水産省）における全農家一農家あたり固定資産購入額の設備投資分の年度額を、『建築物着工統計』における農林水産業の個人産業用工事費予定額を進捗転換したものをを用いて延長推計する。農家戸数は「農業センサス」（農林水産省）をベンチマークに補外推計する。

（製造業、卸・小売業）

建物以外の機械器具等分については、「個人企業経済調査」の一企業あたり機械設備購入額に、「事業所・企業統計調査」（総務省）の個人企業の事業所数をベンチマークとして「労働力調査」（総務省）の自営業主数の前期比で補外した個人企業数を乗じて推計する。建物分は「建築物着工統計」の建築主用途別表より建築主が個人の項の該当する産業を進捗転換して求める。

（サービス業）

基本的には製造業、卸・小売業と同様に推計する。ただし、建物以外の機械器具等分の推計に用いる一企業あたり投資額については、「サービス業基本調査」（総務省）の個人企業一事業所あたり投資額をベンチマークとして「個人企業経済調査」（総務省）の一企業あたり機械設備購入額の前期比で補外して求める。

（それ以外の産業）

「建築物着工統計」を用い、該当する産業の個人産業用工事費予定額を進捗転換して推計する。

2) 供給側推計値

Ⅱ. 供給側推計で得られた総固定資本形成を使用する。

3) 統合方法

2次QEの民間企業設備は以下の算式により統合値を算出する。

$$\text{民間企業設備統合値} = kI_p + (1-k)(I_t - I_g)$$

I_p ：民間企業設備の需要側統計による推計値

I_t ：供給側推計における総固定資本形成（民間住宅、非営利団体は控除）

I_g ：公的固定資本形成の建設総合統計（出来高ベース・公共）による推計値

需要側推計値には受注ソフトウェアが含まれないので、統合に用いる総固定資本形成も受注ソフトウェアを除いたものを使用する。

民間企業設備については、1次QEと2次QEで基礎統計の利用範囲が異なり、両者の原系列の季節パターンが異なる可能性があるため、このことが季節調整済系列の動きに影響を与えないような工夫を施す（詳細はVI. 季節調整方法（4）を参照）。

なお、民間企業設備だけでなく、総固定資本形成、公的固定資本形成についても、標本理論的なアプローチによって算出したウェイトを用いて統合することを検討した。こうした方法を採用することにより、観測誤差が最小になると期待されたからである。しかし、公的固定資本形成については、統合後の値を採用した場合の速報値の年合計値と過去の確報値との乖離を検証した結果、「建設総合統計」（出来高ベース・公共）から推計した統合前の速報値に比べてかえって大きくなった。このことは、統合値を採用した場合、確報を四半期分割する際にかかなりの歪みが生じ、そのことが季節調整を通じて速報にも歪みをもたらす危険があることを意味する。従って、公的固定資本形成は、建設総合統計で推計した統合前の値を採用することとした。

また、これに応じて、加法整合性を保つ観点から、総固定資本形成は統合後の民間企業設備と統合前の公的固定資本形成の合計値を採用することとした。

(2) 共通推計項目

(a) ソフトウェア

供給側推計においては、ソフトウェア業は「81 広告・調査・情報サービス」の内数であるため、細分化して推計したものを、共通推計項目として取り出している。具体的には、確報年次推計で得られたソフトウェア業の出荷額を受注ソフトウェアとパッケージ型ソフトウェアに分け、それぞれ「特定サービス産業動態統計調査」の「受注ソフトウェア」及び「ソフトウェアプロダクト」の売上高を補助系列として分割・延長推計し、確報年次推計のコモ法における配分比率を乗じて総固定資本形成への配分額を推計する。このうち民間企業設備計上分については、確報年次推計同様、産業連関表固定資本マトリックスのソフトウェア業民間分の比率で按分して求める。

(b) 対家計民間非営利団体設備投資（ソフトウェア分除く）

確報時に「民間非営利実態調査」等から推計した年度値を、速報時にはトレンドで

延長推計し4等分する。

4. 民間在庫品増加

民間在庫品増加は、製品在庫、仕掛品在庫、原材料在庫、流通在庫の4形態ごとに推計し、合計する。

確報が存在する期間においては、基礎統計より推計した在庫純増額の各四半期値に、同暦年合計値と確報暦年値（コモ法により推計）の差を4等分して加算することで、確報四半期値を推計する。確報が存在しないQE速報期間においては、基礎統計より推計した在庫純増額の各四半期調整額と同額を加算して推計する。以上の推計方法は、推計結果に公的在庫品増加が含まれる場合があるので、別途推計した公的在庫品増加（7.を参照）を差し引いて調整する。

● 確報が存在する期間

基礎統計より推計した在庫純増額 t 暦年値	B_t
基礎統計より推計した在庫純増額 t 暦年 i 四半期値	$b_{t,i} \ (i=1, 2, 3, 4)$ $(B_t=b_{t,1}+b_{t,2}+b_{t,3}+b_{t,4})$
確報在庫純増額 t 暦年値	Q_t
確報在庫純増額 t 暦年 i 四半期値	$q_{t,i}=b_{t,i}+(Q_t-B_t)/4$

● QE速報期間

基礎統計より推計した在庫純増額 t 暦年値	B_t
基礎統計より推計した在庫純増額 t 暦年 i 四半期値	$b_{t,i} \ (i=1, 2, 3, 4)$ $(B_t=b_{t,1}+b_{t,2}+b_{t,3}+b_{t,4})$
直近確報在庫純増額 t - n 暦年値	$Q_{t-n} \ (n=1 \text{ 又は } 2)$
直近確報在庫純増額 t - n 暦年 i 四半期分割値	$q_{t-n,i}=b_{t-n,i}+(Q_{t-n}-B_{t-n})/4$
QE推計在庫純増額 t 暦年 i 四半期値	$q_{t,i}=b_{t,i}+(Q_{t-n}-B_{t-n})/4$

(1) 在庫品増加推計の考え方

国民経済計算においては、発生主義の原則がとられており、在庫品増加は、当該商品の在庫増減時点の価格で評価すべきものとされている。しかし入手可能な在庫関係データは企業会計に基づく在庫残高であり、後入先出法や先入先出法等企業会計上認められている様々な棚卸評価方法で評価されている。従って、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られる増減額には、期首と期末の評価価格の差による分も含まれている。

そこで企業会計から得られた在庫残高のデータをもとに在庫品増加額を推計する場合、国民経済計算と企業会計の評価の差を調整する必要がある。これを在庫品評価調整という。

在庫品評価調整は、具体的には以下のように行う。

1. 企業会計に基づく基礎資料から名目在庫残高を求める。
2. 当該商品の品目別デフレーターを作成し、これを基礎に、企業の棚卸評価方法と在庫回転率に対応した品目別在庫残高デフレーターを求める。
3. 名目在庫残高を品目別在庫残高デフレーターで除すことにより、期末、期首の実質在庫残高を求め、両者の差をとって実質在庫品増加を算定する。
4. 品目別デフレーターの期中平均をとることにより、期中平均デフレーターを求め、これを実質在庫品増加に乗じて、在庫品評価調整後の名目在庫品増加を算出する。

2. の品目別在庫残高デフレーターは、企業が在庫品の評価をする際、どのような棚卸評価法を採用しているかに関する情報（「日本政策投資銀行企業財務データバンク」による）を基に、品目別デフレーターを加重平均して作成する。

(2) 製品在庫純増額

製造業分は、以下のとおり作成する。

1. コモ法の 90 品目分類に対応させた工業統計表（品目編）の在庫残高（年末値）を品目別の「鉱工業在庫指数×価格指数」（価格指数は内閣府推計）で作成した名目指数で延長推計し、名目在庫残高の四半期系列を作成する。
2. 1. の名目在庫残高の四半期系列を品目別在庫残高デフレーターで除して実質在庫残高を作成する。
3. コモ法の 90 品目分類に対応させた工業統計表（品目編）の出荷額（年値）を、品目別の「鉱工業出荷指数×価格指数」（価格指数は内閣府推計）で作成した名目指数で分割、延長推計し、出荷額の四半期系列を作成する。
4. 以下の算式により在庫変動率（出荷額に対する在庫変動額の比率）を作成する。

在庫変動率 =

$$\frac{((\text{今期末の実質在庫残高} - \text{前期末の実質在庫残高}) \times \text{期中平均品目別デフレーター})}{\text{3. の出荷額}}$$

5. 製品在庫純増額 = 供給側推計における出荷額 × 4. の在庫変動率

なお、1 次 QE で未公表の鉱工業在庫指数（期末）については、前年同期 3 か月目の同 2 か月目からの伸びを当該期 2 か月目に乗じて補外している。

農林水産業は以下のとおり推計して加算する。

- 米麦（品目分類 1）は、玄米の生産者現在高の増加量（フロー値）に全国平均価格を乗じたものを製品在庫純増額とする。
- 畜産（品目分類 3）は、直近年のコモ確報値の 1 / 4 を製品在庫純増額とする。

(3) 仕掛品在庫純増額

「法人企業統計調査」(※)の業種別(建設業、不動産業は除く)棚卸資産残高の仕掛品を、直近の確報年次推計で使用したV表(産業別商品産出表)により、品目別在庫残高(90分類)に変換し、在庫品評価調整を行うことで在庫品純増額を推計する。

「四半期別法人企業統計調査」は資本金1千万円以上の法人が対象であるので、各期末の在庫残高は、全規模の法人が対象である「年次別法人企業統計調査」の期末在庫残高を「四半期別法人企業統計調査」の期首在庫から期末在庫への増減率で延長推計したものを用いる。

また、延長推計に用いる期中の在庫残高の増減率は、標本誤差の影響を避けるため、悉皆調査である資本金10億円以上の階層の在庫残高の増減率で、全規模の在庫残高の増減率を説明する回帰式から推計したものを用いる。

その他の耕種農業(品目分類2)、畜産(品目分類3)、林業(品目分類5)及び漁業(品目分類6)については別途推計して加算する。

なお、1次QEでは「四半期別法人企業統計調査」の情報が利用できないため、季節調整値は前期の値を、原数値は前期の季節調整値に当期の予定季節要素を加えた値を、それぞれ用いる(季節調整済の寄与度はゼロとなる)。

(4) 流通在庫純増額

名目の流通在庫残高は、平成14年の商業統計表から90分類に組み直した在庫残高をベンチマークとし、その前後の期間は「商業販売統計(商業動態統計調査)」の商品手持額の増減率で延長推計する(商業統計表の業種分類(卸売業18業種、小売業3業種)の増減率を、産業=品目とみなし、コモ法の90品目分類の類似の品目に対応させる)。

ここで、「商業販売統計」の商品手持額は大型店舗のみを対象とした数値なので、この増減率で流通在庫全体を延長推計すると、ある事業者の特殊な動きを全体に増幅してしまう可能性がある。一方、「四半期別法人企業統計調査」には流通在庫の情報(卸・小売業棚卸資産の製品・商品)があるが、1次QEには間に合わない上、サンプル調査であるため個別四半期の動きはノイズを含む。こうしたことから、後者を「商業販売統計」の商品手持額の動きで説明する回帰式から推計した増減率を用いる。回帰式は、卸売業、小売業別に推計し、それぞれに対応する各品目分類には共通に適用する。

なお、1次QEでは、「商品販売統計」商品手持額の業種別の情報が得られないため、総額の伸びで延長推計する。

こうして得られた名目の流通在庫残高に在庫品評価調整を行い、流通在庫純増額を推計する。

農林水産業及び鉱業については、以下のとおり推計して加算する。

●米麦(品目分類1)は、米流通在庫の純増額を用いる。

- 原油・天然ガス（品目分類 10）は、原油国家備蓄の増加量に、原油単価を乗じて推計する。原油単価については、貿易統計の輸入額／輸入量に別途推計した輸入税膨らまし率を乗じて算出する。

(5) 原材料在庫純増額

「法人企業統計調査」の業種別（不動産業は除く）棚卸資産残高の原材料・貯蔵品を、直近の確報年次推計で使用したU表（産業別商品投入表）により、品目別在庫残高（90分類）に変換し、在庫品評価調整を行うことで在庫品純増額を推計する。

仕掛品在庫と同様、各期末の在庫残高は、「年次別法人企業統計調査」の在庫残高を「四半期別法人季報統計調査」の期首在庫から期末在庫への増減率で延長推計したものをを用いる。また、増減率は、資本金 10 億円以上の階層の在庫残高の増減率で、全規模の在庫残高の増減率を説明する回帰式から推計したものをを用いる。

原油・天然ガス（品目分類 10）は、国家備蓄以外の原油在庫増加量に、原油単価を乗じて推計する。原油単価については、(4) 流通在庫純増額の原油・天然ガスの推計と同様である。

なお、1次QEでは「四半期別法人企業統計調査」の情報が利用できないため、季節調整値は前期の値をそのまま計上し、原数値は前期の季節調整値に当期の予定季節要素を加えた値を計上するが、供給側の国内総供給推計には反映させない（季節調整済の寄与度はゼロとなる）。また、2次QEでは上記のとおり推計するが、作業期間の関係で供給側の国内総供給推計には反映させない（次期1次QEの前期の値には反映させる）。

※ SNA推計は「日本標準産業分類」（平成5年10月改訂）（以下、「旧産業分類」という。）に基づく業種分類であり、「法人企業統計調査」の産業分類を旧産業分類に組み替えた。

5. 政府最終消費支出

QEにおける政府最終消費支出は、確報年次推計と同様構成項目毎に推計する（政府最終消費支出＝雇用者報酬＋中間消費＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税＋現物社会給付等－商品・非商品販売）。推計にあたっては、利用できる資料には制約があるため、予算書あるいはヒアリング等によっている。各構成項目の推計方法は以下の通り。

「雇用者報酬」については、公務員数と一人当たり人件費をもとに推計する。公務員数については、四半期毎に、公立学校職員数、警察職員数、東京都職員数に関するヒアリングを行い、その結果を基に公務員数全体の動きを推計する。3か月分のデータが得られない場合は、1、2か月の前年同期比で3か月目の数値を延長推計する。一人当たり人件費については、「給与支払状況統計報告」（総務省）をもとに、前年度の一人当たり人件費を求め、人事院勧告等を考慮して延長推計し、ボーナス月数等を考慮して四半期化する。

「中間消費」、「商品・非商品販売」（控除項目）は、中央政府分は予算等により年

年度値を推計し、地方政府分は1次QEではトレンドで、2次QEではトレンド及び「地方公共団体消費状況等調査」（内閣府）を用いて年度値を推計した上で、過去の四半期パターンで四半期分割を行う。

「固定資本減耗」はQE推計のための基礎資料がないことから、年度値をトレンド推計し、基本的には4等分して四半期値を求める。

「生産・輸入品に課される税」については、予算などから年度計数を推計したうえで、4等分して四半期に割り振る。

「現物社会給付等」は、医療、介護、その他(教科書購入費、戦傷病無賃乗車船負担金)で構成される。医療は、被用者、非被用者及び老人に大別されるが、それぞれ、「基金統計月報」（社会保険診療報酬支払基金）、「国保医療費の動向」（国民健康保険中央会）及び「労災保険事業月報」（厚生労働省）を用いて延長推計する。介護に関しては、「介護保険事業状況報告」（厚生労働省）から福祉用具購入費を、「介護給付費の状況」（国民健康保険中央会）からそれ以外を推計する。その他(教科書購入費、戦傷病無賃乗車船負担金)は、トレンドで年度計数を推計したうえで、四半期に割り振る。欠落月分は入手月の前年同期比等で推計する。

6. 公的固定資本形成

公的固定資本形成（受注ソフトウェア分以外）を公的住宅、それ以外に分け、「建設総合統計」（出来高ベース・公共）の居住用、それ以外の対前年度値比で延長推計した値に、供給側統計を使用して推計した受注ソフトウェア総額の公的分按分値を加算して推計する。

なお、居住用以外については、「建設総合統計」の対前年度値比と公的固定資本形成確報値の対前年度値比との間の前年同期における乖離比率を求め、その逆数を当期の対前年度値比に乗じる調整を施したうえで延長推計することにより、速報値、確報値間の乖離を平均的にはより小さくすることが期待できるため、調整後の対前年度値比で延長推計を行う。

また、1次QEでは「建設総合統計」の3か月目の値が得られない。このため、居住用については1、2か月目の前年同期比で3か月目を補外する。居住用以外は、「公共工事前払金保証統計」の公共工事請負金額5か月移動平均値の「3か月目の値／1、2か月目の値の合計」比率の「建設総合統計」の同比率に対する回帰式を推計し、この式を用いて補外する。

7. 公的在庫品増加

育成資産以外の主要な公的在庫品である、食糧管理特別会計の米麦在庫、国家の備蓄原油、備蓄希少金属及び備蓄液化石油ガス、貨幣回収準備資金の金在庫は、関係諸機関に問合せで推計する。立木等の育成資産の増加は前年同額と想定する。他の在庫

品増加はゼロと想定する。

8. 輸出入

「国際収支統計」の貿易・サービス収支の計数を組替えて用いる。

IV. 実質化の方法

1. 連鎖方式について

(連鎖方式の基本算式について)

連鎖方式について、次節以降の推計過程で用いている基本算式は以下のとおり。また、連鎖指数の計算に用いるデータは全て固定基準年方式と同じものである。

$$\text{暦年デフレーター} : CP_t = \frac{\sum_i P_t^i \cdot Q_t^i}{\sum_i P_{t-1}^i \cdot Q_t^i} \times CP_{t-1}$$

$$\text{四半期デフレーター} : CP_{t,k} = \frac{\sum_i P_{t,k}^i \cdot Q_{t,k}^i}{\sum_i P_{t-1}^i \cdot Q_{t,k}^i} \times CP_{t-1}$$

$$\text{暦年実質値} : CV_t = \frac{\sum_i P_{t-1}^i \cdot Q_t^i}{\sum_i P_{t-1}^i \cdot Q_{t-1}^i} \times CV_{t-1}$$

$$\text{四半期実質値} : CV_{t,k} = \frac{\sum_i P_{t-1}^i \cdot Q_{t,k}^i}{\sum_i P_{t-1}^i \cdot Q_{t-1}^i} \times CV_{t-1}$$

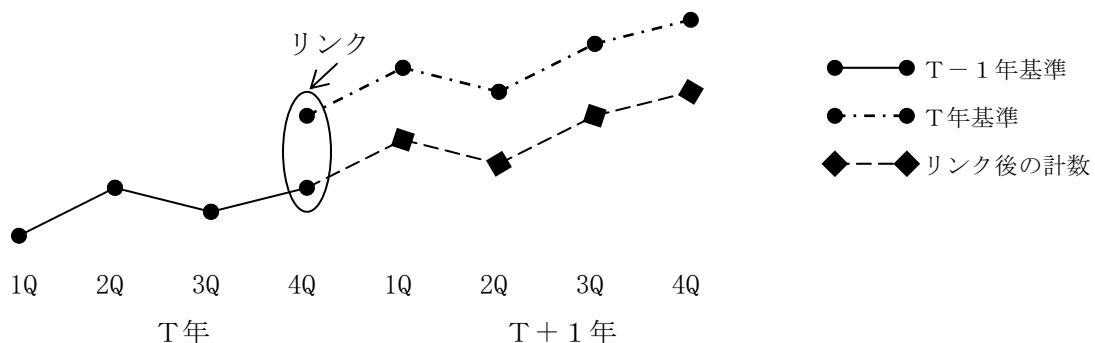
$CP_{t,k}$: t 年第 k 四半期のデフレーター (連鎖方式)

$CV_{t,k}$: t 年第 k 四半期の実質値 (連鎖方式)

$P_{t,k}^i$: i 財の t 年第 k 四半期の価格指数、 $Q_{t,k}^i$: i 財の t 年第 k 四半期の実質値

(第4四半期重複法)

実質値の計算にあたっては、T年10～12月期とT+1年1～3月期の基準年が異なることによる1～3月期の前期比成長率の断層が生じないよう「第4四半期重複法」(下図参照)により毎年の第4四半期において計数を接続(リンク)する。



これにより、四半期データから作成した四半期値（実質値）の暦年合計が、暦年データから作成した暦年値（実質値）に一致しなくなるため（時間的加法整合性の不成立）、暦年値を四半期値の情報を用いて分割（ベンチマーク）する。ベンチマークの手法としては比例デントン法を用いる。なお、毎期の速報推計においては、確々報暦年の1～3月期まで遡及して四半期値を改定する。

$$\min \sum_{t=2}^T \left[\frac{X_t}{I_t} - \frac{X_{t-1}}{I_{t-1}} \right]^2 \quad \text{s. t.} \quad \sum_{t=4y-3}^{4y} X_t = A_y (y=1, \dots, \beta)$$

t : 四半期 t , $4y-3$ は y 年の第1四半期 , $4y$ は y 年の第4四半期

X_t : 求めるべき四半期値

I_t : 元となる四半期値

A_y : ベンチマークとなる y 年の暦年値

β : ベンチマークとなる A_y が存在する最終年 y

T : I_t が存在する最終四半期 t

2. 家計最終消費支出

まず、家計最終消費の87目的分類について、四半期名目値を確報ウェイトで分割した詳細な品目レベルの名目値と対応する品目別デフレーターを用いて87目的分類別の連鎖デフレーターを求める。

次に、各目的分類ごとに、その名目家計消費支出額を上記の目的別デフレーターで除すことにより実質値を求める。家計最終消費支出の名目値は、需要側推計値、供給側推計値を目的分類ごとに統合して作成されるので、目的分類ごとの統合値を対応するデフレーターで除して目的分類ごとの実質値を作成する。また共通推計品目については、供給側、需要側で推計される名目値を対応する目的分類のデフレーターで除して実質値を作成する。商品・非商品販売については、個別の品目ごとにCPI等の対応する品目の指数で実質化し、目的分類別に分類、集計する。居住者家計の海外での直接購入及び非居住家計の国内での直接購入のデフレーターについては、6. 輸出入を参照されたい。家計最終消費支出全体の実質値は、このようにしてもとめた目的分類別の実質値、目的分類別のデフレーター、共通推計項目の各実質値およびデフレーター、商品・非商品販売の実質値およびデフレーター、直接購入の実質値およびデフレーターをさらに連鎖方式で統合することで求められる。

家計最終消費支出全体のデフレーターは、以上により求められた家計最終消費支出全体の実質値で家計最終消費支出の名目値を除すことにより、事後的に求められる。

3. 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体最終消費支出の実質値は、連鎖方式で求めた産出額の実質値から商品・非商品販売の実質値を控除して算出する（下記の算式による）。産出額、商品・非商品販売の実質化については、速報時にはまずそれぞれのインプリシットデフレーターをトレンドで延長推計し、名目年度値をそれぞれのデフレーターで除して実質年度値を算出する。それぞれを前年度と同じ四半期比率で分割して実質四半期値を求める。

$$CV_{t,k} = \frac{P_{t-1} \cdot Q_{t,k} - p_{t-1} \cdot q_{t,k}}{P_{t-1} \cdot Q_{t-1} - p_{t-1} \cdot q_{t-1}} \times CV_{t-1}$$

$CV_{t,k}$: t 年第 k 四半期の非営利最終消費支出額

$P_{t,k}, Q_{t,k}$: t 年第 k 四半期の非営利産出デフレーターおよび実質値

$p_{t,k}, q_{t,k}$: t 年第 k 四半期の非営利商品・非商品販売デフレーターおよび実質値

4. 政府最終消費支出

政府最終消費支出の実質化は、雇用者報酬、中間消費、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、商品・非商品販売（控除項目）、現物給付の構成項目別に行っている。連鎖方式では、これら構成項目別の実質値およびデフレーターを用いて政府最終消費支出の実質値全体へ連鎖統合する。なお、項目ごとのデフレーターの推計方法は以下の通りである。

雇用者報酬デフレーターは、年度デフレーターを人事院勧告の平均的な公務員の賃金の動き等を考慮して延長推計し、ボーナス月数等を考慮して四半期化する。

中間消費デフレーターは、産業連関表投入品目をコモ法の約 400 品目レベルに対応させ、それをウェイトに中間消費デフレーターを統合することにより作成する。

固定資本減耗デフレーターは、固定資本形成マトリックスから推計される一般政府部門の固定資本形成デフレーターを用いる。

生産・輸入品に課される税については、中間消費デフレーターを使用する。

商品・非商品販売のデフレーターは、対応する家計最終消費支出デフレーターを用いる。

現物給付のうち、医療デフレーターは、C P I の保健医療サービスの構成項目に C P I で用いられているウェイトを乗じているが、診療代については、利用者負担の変更分を控除している。

介護（居宅）デフレーターは C P I（通所介護料）から利用者負担の変更分を控除して使用し、介護（施設）デフレーターは産業連関表の「介護（施設）」の投入構造に対応する投入コスト型デフレーターを推計して用いる。

5. 総固定資本形成

(1) 総固定資本形成の実質化の方法

総固定資本形成の実質化は、制度部門別、住宅・企業設備別の名目額を対応するデフレーターで除する。これを連鎖方式で集計することで表章項目の実質値が得られる。表章項目ごとのデフレーターは、それぞれの名目値を実質値で除することによって求める。

総固定資本形成（制度部門別、住宅・企業設備別）のデフレーターは、機械等にはコモ法の約400品目レベルの品目別固定資本形成デフレーターを対応させ、建設部門には建設デフレーターの木造住宅、木造非住宅、非木造住宅、非木造非住宅、その他建設のデフレーターを対応させ、下記の手順で推計された部門別、品目別ウェイトで連鎖統合することにより推計する。

(a) 建設デフレターの作成方法

建設デフレーターは建設部門の生産、中間投入及び総固定資本形成（建設部分）の実質化に使用されるもので、木造・非木造住宅、木造・非木造非住宅、建設補修、その他建設のデフレーターを推計している。

図3 建設四半期マトリックス

	木 造			非 木 造			建設 補修	その他 建設
	住 宅	非住宅	計	住 宅	非住宅	計		
コモ6桁品目	R A S (2)			R A S (2)				
資材投入額計	R A S (1)			R A S (1)				
付加価値額								
生 産 額								

(備考)

1. 網掛けの薄い部分は建設コモ法により四半期ごとに値が得られる。
2. 網掛けの濃い部分は建設コモ法による生産額を「建築物着工統計」（国土交通省）を進捗ベースに転換したもので分割して求める。
3. RAS(1)は資材投入額計と付加価値額をRAS法で住宅、非住宅に分割する。
4. RAS(2)はRAS(1)でできた資材投入額計を使用して資材投入品目をRAS法で住宅、非住宅に分割する。

建設デフレーターは投入コスト型として推計する。建設コモ法によって推計される資材投入額の内訳と付加価値額をもとに、図3のような建設マトリックスを作成し、

これをウェイトにデフレーターを作成する。なお、建設コモ法では木造・非木造の住宅・非住宅別には投入の内訳が推計されないため、それは産業連関表をもとにRAS法により推計する。建設マトリックスは四半期ごとに作成する。

建設四半期マトリックス（RAS適用後）をウェイトとして、次の算式により連鎖統合して建設デフレーターを作成する。ただし、付加価値部分については雇用者報酬を定期給与指数でデフレートする（住宅、非住宅別の雇用者報酬はRAS法適用後の付加価値計の比率を用いて、建設コモ法の雇用者報酬を分割する）。

$$D_{lk} = D_{lT-1} \cdot \frac{\sum_i n_{ik} + A_k}{\sum_i \left(\frac{\sum_{u=1}^4 n_{iu}}{\sum_{u=1}^4 d_{iu}} \cdot \frac{n_{ik}}{d_{ik}} \right) + \left(\frac{\sum_{u=1}^4 A_u}{\sum_{u=1}^4 d_{au}} \cdot \frac{A_k}{d_{ak}} \right)}$$

D_{lk} : 四半期の建設デフレーター（建設部門（ l ）別）

k : T 年の四半期（1～4）

u : $T-1$ 年の四半期（1～4）

$n_{ik(u)}$: 四半期の建設コモ6桁品目（ i ）別資材投入額

$A_{k(u)}$: 雇用者報酬

$d_{ik(u)}$: $n_{ik(u)}$ に対応する四半期のコモ6桁品目中間消費デフレーター

$d_{ak(u)}$: 建設業（5人以上）定期給与指数

(b) 総固定資本形成デフレーターの作成方法

総固定資本形成マトリックス

産業連関表作成作業の一環として作成された固定資本マトリックスをSNAの概念に沿って修正した原マトリックスをもとに、RAS法によって図4の総固定資本形成マトリックスを毎四半期ごとに作成する。

このマトリックスの列の合計は各四半期ごとの供給側推計の総固定資本形成額を前暦年確報における部門別のウェイトにより分割したもの、行の合計は各四半期ごとの供給側推計により得られる品目別の総固定資本形成額及び5分類別の建設生産額である*。

*5分類別の建設生産額とは、木造・非木造住宅、木造・非木造非住宅、その他建設を指す。

図4 総固定資本形成マトリックス

	民間				公的				合計	
	非金融 企業設備	住 宅	金融 企業設備	非営利 企業設備	非金融 企業設備	住 宅	金融 企業設備	一般政府		
コモ6桁品目	(RAS法で分割)								コモ法	
木造住宅										
非木造住宅										
木造非住宅										
非木造非住宅										
その他建設										
			建設 建築 コ着 モ工 +統 計							

総固定資本形成デフレーターの推計

上で求めた四半期ごとの総固定資本形成マトリックスの係数をウェイトとして、次の算式によりコモ法の約400品目レベルに対応した品目別固定資本形成デフレーター及び建設デフレーターを連鎖統合して求める。

$$D_{lk} = D_{lT-1} \cdot \frac{\sum_i n_{ik}}{\sum_i \left(\frac{\sum_{u=1}^4 n_{iu}}{\sum_{u=1}^4 d_{iu}} \cdot \frac{n_{ik}}{d_{ik}} \right)}$$

D_{lk} : 四半期の総固定資本形成デフレーター (総固定資本形成マトリックス8制度部門別 (l))

k : T 年の四半期 (1~4)

u : $T-1$ 年の四半期 (1~4)

$n_{ik(u)}$: 部門ごとの四半期の総固定資本形成マトリックス品目 (i)別総固定資本形成額及び建設生産額

$d_{ik(u)}$: $n_{ik(u)}$ に対応する四半期のコモ6桁品目別固定資本形成デフレーター及び建設デフレーター

(2) 総固定資本形成の実質化方法に関する留意点

(1) でみたとおり、固定資本形成関係のデフレーターは「固定資本形成に配分される財・サービスの金額（品目別情報）」及び「民間非金融企業設備、民間住宅、一般政府等の部門別の金額（部門別情報）」の2種類の情報を利用し、「各部門毎の固定資本形成の商品別構成比」を推計し、それらをウェイトに用いてデフレーターを統合することで推計している。なお、これを四半期毎に推計する際、「品目別情報」については四半期の情報を用いているが、「部門別情報」については暦年の情報を用いて推計している。具体的には、以下のとおり。

確報の四半期デフレーターは、「品目別情報」については当該四半期の情報を、「部門別情報」については当該暦年の情報（※）を用いて各四半期毎に「各部門毎の品目別構成比」を推計し、それらをウェイトに用いて四半期毎のデフレーターを推計する。

速報のデフレーターは、「品目別情報」については当該四半期の情報を、「部門別情報」については前暦年の情報（※）を用いて「各部門毎の品目別構成比」を推計し、それらをウェイトに用いて各四半期毎のデフレーターを推計する。

※「部門別情報」に当該四半期の情報を用いない理由

供給側の情報から推計される「建設業の産出額」（＝建設資材の中間投入額＋建設業の付加価値額）と、「建築物着工統計」等を用いて推計される「民間住宅、公的固定資本形成」等の部門別固定資本形成額とは必ずしも一致しない。四半期毎の「品目別情報」と四半期毎の「部門別情報」を用いて固定資本形成関係のデフレーターを試算した結果、必ずしも一致しないデータを計算上一致させようとするところから結果にゆがみが生じ、四半期毎のデフレーターの変動が大きくなるとの結果を得た。供給側情報を用いて推計される四半期毎の「品目別情報」をデフレーターの推計にも反映させることを重視し、「部門別情報」については（前）暦年情報を用いることとしている。

6. 輸出入

まず、財貨・サービスの輸出入全体のデフレーターを作成する。財貨・サービスにおける最下位レベル（約400品目レベル：四半期ごとの国際収支表を、財貨についてはコモ法の約400品目レベルの情報で分割、サービスについては基準年の情報をもとに詳細項目に分割したもの）の四半期名目額を対応する個別品目毎のデフレーターで実質化した実質値と当該デフレーターを組み合わせ、輸出入全体の実質値（連鎖方式）を求めている。

このようにして求めた、財貨・サービスの輸出入（連鎖方式実質値）と対応するインプリシット・デフレーターおよび直接購入の実質値およびデフレーターを連鎖統合して、輸出入全体の実質値を求めている。

なお、直接購入デフレーターは以下のとおりとする。

非居住者家計の国内での直接購入は「消費者物価指数」（全国、帰属家賃を除く総合）を用いる。居住者家計の海外での直接購入は、出国旅行先上位4か国の消費者物価指数（総合）を為替レート換算した上で、年毎の出国旅行者をウェイトとして作成したものをを用いる。

7. 国内総生産

以上によって得られた国内総生産の表章項目別に対応する実質値を集計すれば実質国内総生産（支出側）を得る。それで名目国内総生産を除すことにより、国内総生産デフレーター（支出側）を得る。具体的には以下の方法により実質GDPを集計している。

$$GDP_{t,k} = \frac{\sum P_{t-1} \cdot Q_t + \sum D_{t-1} \cdot \Delta INV_t}{\sum P_{t-1} \cdot Q_{t-1} + \sum D_{t-1} \cdot \Delta INV_{t-1}} \times GDP_{t-1}$$

P_t : t年の需要項目別デフレーター

Q_t : t年の需要項目別実質値

D_t : t年の暦年平均在庫デフレーター

ΔINV_t : t年の実質在庫純増

8. 連鎖方式における実質在庫純増

在庫純増はマイナスやゼロとなる可能性のあるため、民間在庫品については形態別、公的在庫品については部門別に実質在庫残高（連鎖方式）を計算した後にフローに転換する。民間在庫品については90品目分類レベルから、公的在庫品については個別品目レベルから連鎖統合をおこなっている。なお、計数表には民間・公的在庫全体についてインプリシットに求めた暦年平均在庫デフレーターを表章している。

$$\textcircled{1} \text{在庫残高} : INV_t = INV_{t-1} \times \frac{\sum \bar{D}_{i,t-1} Q_{i,t}}{\sum \bar{D}_{i,t-1} Q_{i,t-1}}$$

$\bar{D}_{i,t}$ （暦年平均在庫デフレーター）は項目*i*の期末デフレターの年平均値

$$\bar{D}_{i,t} = \frac{\sum D_{i,t}^k Q_{i,t}^k}{\sum Q_{i,t}^k} \quad \left(\begin{array}{l} \text{期末デフレーター } (D_i) : \text{四半期の期末値} \\ \text{(例 : 3月末=3月と4月の平均)} \end{array} \right)$$

k は t 年の第 k 四半期

②在庫フロー： $\Delta INV_t = INV_t - INV_{t-1}$

9. 基礎統計の補外方法

デフレーターの基本統計である物価指数等の価格情報のうち、QE推計作業を行う時点で入手できない月の値は、入手最終月の値とする。

V. 雇用者報酬の推計方法

原系列名目値は、基礎統計の対前期比より延長推計を行う。

原系列実質値は、雇用者報酬（原系列名目）を家計最終消費支出（除く持ち家の帰属家賃）デフレーターで除すことによって求める。

季節調整値については、名目値（賃金・俸給、雇主の現実社会負担、雇主の帰属社会負担 別）は、X-12-ARIMA により季節調整を行うことにより求めるが、実質値については季節調整済名目値を家計最終消費支出（除く持ち家の帰属家賃）の季節調整済デフレーター（季節調整済名目値/季節調整済実質値で作成）で除すことによって求める。

1. 賃金・俸給

賃金・俸給については、「労働力調査年報」、「毎月勤労統計調査年報」、各種決算書等により推計した直近の確報値における最新年度賃金・俸給総額をベースに、雇用者数の増減を「労働力調査月報」から、雇用者一人当たりの賃金・俸給額を「毎月勤労統計調査月報」から把握した上で、「確報」のカバレッジの違いを調整して求められる賃金・俸給額の前期比を用いること等により Q E の当該四半期の賃金・俸給額を推計する。

2. 雇主の現実社会負担

雇主の現実社会負担は、法律等で雇主に負担が義務付けられている「強制的現実社会負担」（厚生年金、政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、各共済組合等の雇主負担分）と、雇主が自発的に負担している「自発的現実社会負担」（年金基金（厚生年金基金等）の雇主負担分）から成る。

強制的現実社会負担は、直近の確報値における最新年度 1～3 月期値をベースに各種保険制度、共済の関係資料（雇主の負担額や負担率）、「労働力調査月報」、「毎月勤労統計調査月報」等の基礎資料や保険料率を参考に、Q E の当該四半期値を推計する。

自発的現実社会負担については、直近の確報値における最新年度 1～3 月期値をベースに各種年金基金の関係資料、「労働力調査月報」、「毎月勤労統計調査月報」等の基礎資料を参考に、Q E の当該四半期値を推計する。

3. 雇主の帰属社会負担

雇主の帰属社会負担については、その大宗を占める退職一時金については、「国税庁統計年報書」、国・地方政府等の決算書、「毎月勤労統計調査」の離職者数等から推計される直近の確報値における最新年度をベースに、「毎月勤労統計調査月報」に掲載される離職率より離職者数を推計し、その対前年同期比を用いて Q E の当該四半期値を推計する。

その他は、公務災害、労働者災害補償責任保険等であり、直近の確報値における最
新年度1～3月期値をベースに、「労働力調査月報」、「毎月勤労統計調査月報」の基
礎資料を参考に、Q Eの当該四半期値を推計する。

VI. 季節調整方法

四半期統計を用いて、景気判断等を行おうとする場合、気候や社会習慣等の影響によって生じる季節変動を除去する必要がある。QEの季節調整は、国民経済計算において平成7年基準改定（平成12年10月）以降、アメリカの商務省センサス局のセンサス局法X-12-ARIMAを利用している。

X-12-ARIMAの季節調整の際に用いる各項目のARIMAモデル型の設定方法としては、名目、実質毎に、異常値・レベルシフト調整のための回帰変数を設定したうえで、AIC（赤池情報量基準）が最小となるモデルを検索する。具体的には次のプロセスでARIMAモデルの選択を行う。

(1)-1 異常値・レベルシフト調整

各項目について、経済実態に照らして、異常値・レベルシフト調整を行うことが適切であると考えられる期に、調整のための回帰変数を設定する。

<具体例>

- 国内家計最終消費支出（除く持ち家の帰属家賃）：平成9年4月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要期（1～3月期）、及びその反動期（4～6月期）。その際、駆け込み需要期と反動期は定量的にちょうど逆に効くように設定。
- 政府個別消費支出：平成12年度から公的介護保険制度が導入されたことに伴い、12年4～6月期以降、介護保険給付が計上されていることから、12年4～6月期以降について、レベルシフト調整変数を設定。

(1)-2 閏年調整について

国内家計最終消費支出（除く持ち家の帰属家賃）については、閏年調整(LPYEAR)の妥当性を検討している。この結果、昭和55年1～3月期～平成5年10～12月期の四半期系列（1995年固定基準）については閏年調整を行っている。平成6年1～3月期以降の四半期系列については回帰変数の有意性が認められなかったことから閏年調整は行っていない。

(2) AIC最小化によるARIMAモデルの選択

(1)に記載した調整が必要な系列については、各種の回帰変数を組み込んだ上で、AICが最小となるARIMAモデルを名目、実質でそれぞれ選択する。ARIMAモデルの通常（非季節）階差、季節階差とも1とし、ARパートやMAパートの次数は通常（非季節）ARIMAモデル部分、季節ARIMAモデル部分とも0～2として行う（したがって、(0 1 0) (0 1 0) から(2 1 2) (2 1 2) までの計81通りのモデルから選択することになる）。なお、民間在庫品増加及び公的在庫品増加については、季節性、非季節性共に階差をとらないモデル{(0 0 0) (0 0 0)～(2 0 2) (2 0 2)} 81通りの中から選定している。

上記のプロセスにより選択されたARIMAモデルを用いて、X-12-ARIMAによる季節調整を行うこととなる。この際の詳細な設定について、以下に述べる。

季節調整期間(SPAN)は、平成6年1～3月期から（雇用者報酬名目値は昭和55年1～3月期から）直近期までとする。このように、季節調整を毎回かけ直すことから、季節調整値が過去に遡って毎回変更されることになる。なお、ARIMAモデルを推定するためのデータ期間(MODELSPAN)についても、原則、季節調整期間と同じ、平成6年1～3月期から（雇用者報酬名目値は昭和55年1～3月期から）直近期までとする（これにより、ARIMAモデル型は変わっていないものの、各次数のパラメーターは毎回変化することになる）。

ARIMAモデルによる予測期間については、

- 先行き予測(MAXLEAD)の期間については、その設定が季節調整指数へ与える影響度合いを調べた結果を踏まえ、原則8期とする。ただし、民間仕掛品在庫品増加系列については季節調整系列の安定性の向上が見込まれることから、先行き予測期間を12期とする（平成16年10～12月期一次QEより適用）。
- また、現在の推計方法による四半期別データが平成6年以降しか存在しないことから、季節調整値の安定性等の観点から、後戻り予測(MAXBACK)を行う。この期間については、その設定が季節調整指数へ与える影響度合いを調べた結果を踏まえ、20期（5年）とする（雇用者報酬名目値は、四半期別データが15年以上あるため、行わない）。

また、季節調整をかける項目のレベルについては、表4を参照されたい。

表4 各項目の季節調整系列作成方法一覧

網掛け：X-12-ARIMAにより直接季節調整

網掛けなし：構成項目の季節調整値から定義式で季節調整値を算出

1. GDP関連項目（名目、実質共通）

1	国内総生産（支出側）（GDP）	2+34
2	国内需要	3+22
3	民間需要	4+15+16+17
4	民間最終消費支出	5①+14
5①	家計最終消費支出（含む持ち家の帰属家賃）	6①+12-13
5②	家計最終消費支出（除く持ち家の帰属家賃）	7+8+9+10②+12-13
6①	国内家計最終消費支出（含む持ち家の帰属家賃）	7+8+9+10①
7	耐久財	
8	非耐久財	
9	半耐久財	
10①	サービス（含む帰属家賃）	10②+11
10②	サービス（除く帰属家賃）	
11	帰属家賃	
12	サービスの輸入（居住者家計の海外での直接購入）	
13	（控除）サービスの輸出（非居住者家計の国内での直接購入）	
14	対家計民間非営利団体最終消費支出（注1）	
15	民間住宅	
16	民間企業設備	
17	民間在庫品増加	18+19+20+21
18	民間製品在庫品増加	
19	民間仕掛品在庫品増加	
20	民間流通在庫品増加	
21	民間原材料在庫品増加	
22	公的需要	23+26+30
23	政府最終消費支出	24+25
24	政府個別消費支出	
25	政府集合消費支出	
26	公的固定資本形成	27+28+29
27	公的住宅	
28	公的企業設備	
29	一般政府総固定資本形成	
30	公的在庫品増加	31+32
31	公的企業在庫品増加	
32	一般政府在庫品増加	
33	総固定資本形成	15+16+26
34	財貨・サービスの純輸出	35-39
35	財貨・サービスの輸出	36+37
36	財貨の輸出	
37	サービスの輸出	38+13
38	サービスの輸出（除く非居住者家計の国内での直接購入）	
13	サービスの輸出（非居住者家計の国内での直接購入）（再掲）	

39 (控除) 財貨・サービスの輸入	40+41
40財貨の輸入	
41サービスの輸入	42+12
42サービスの輸入 (除く居住者家計の海外での直接購入)	
12サービスの輸入 (居住者家計の海外での直接購入) (再掲)	

43国内総所得(GDI) <実質のみ>	1+44
1国内総生産(GDP) (再掲)	2+34
44交易利得<実質のみ> 34(名目)/((35(名目)+39(名目))/(35(実質)+39(実質))*100)*100-34(実質)	
45海外からの所得の受取	
46 (控除) 海外に対する所得の支払	
47国民総所得 (GNI)	43+45-46

(注1) 本章「(4) 対家計民間非営利団体最終消費支出の季節調整」を参照。

(注2) 民間企業設備については、推計作業上必要なことから、名目については、需要側推計値及び供給側推計値 (ともにソフトウェア分、対家計民間非営利団体分を除く系列) のそれぞれの季節調整済系列も作成。(本章「(3) 1次QEの季節調整」を参照)

2. 形態別総固定資本形成

48形態別総固定資本形成	49+50+51+52+53
49住宅	
50住宅以外の建物及び構築物	
51輸送用機械	
52その他の機械設備等	
53コンピュータ・ソフトウェア	
54総資本形成	17+30+33
55うち在庫品増加	17+30

3. 雇用者報酬

雇用者報酬 (名目)	1+2+3
1賃金・俸給	
2雇主の現実社会負担	
3雇主の帰属社会負担	
雇用者報酬 (実質) (注3)	

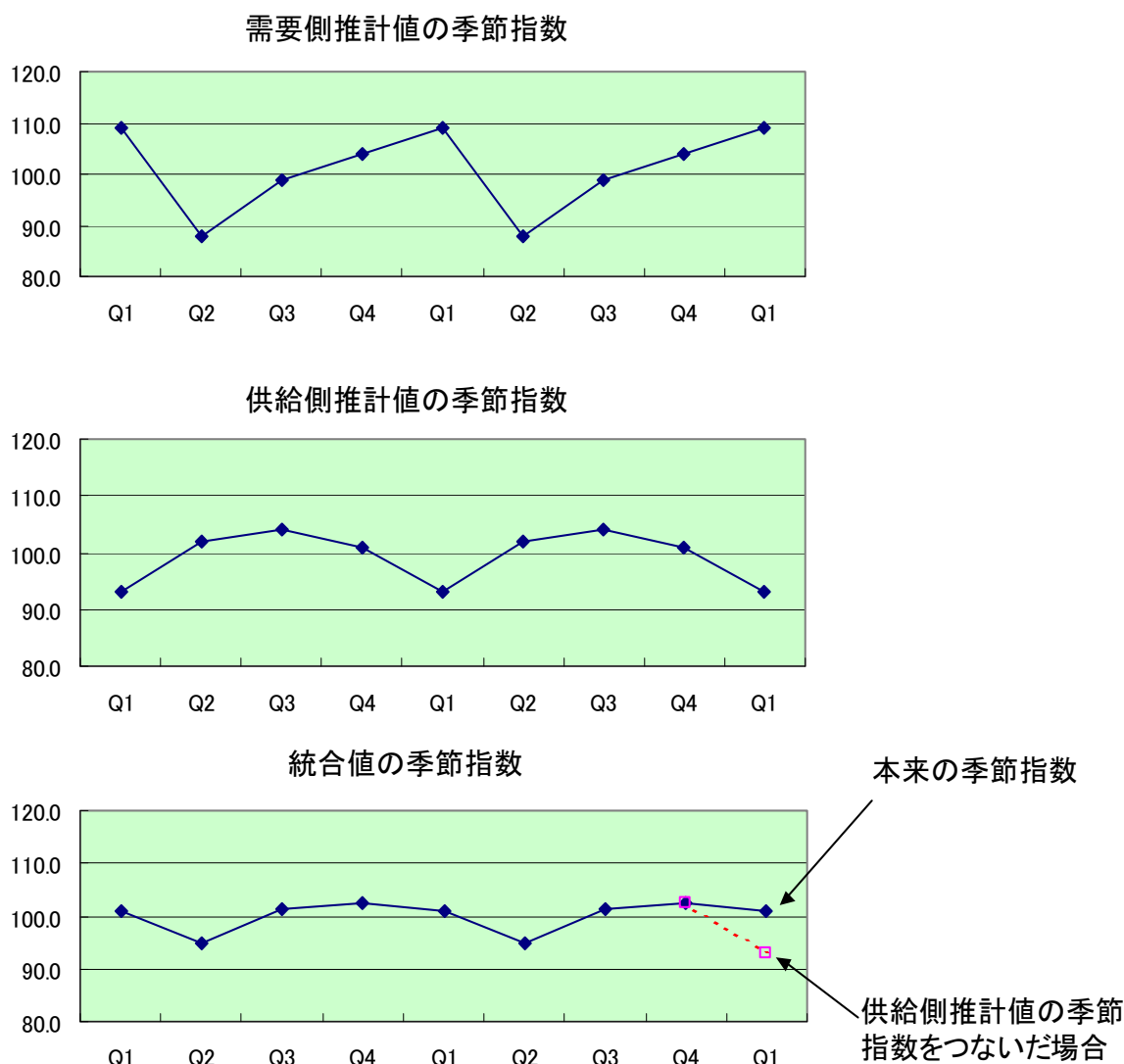
(注3) 雇用者報酬 (名目) の季調値を、家計最終消費支出 (除く持ち家の帰属家賃) の季調済デフレーター (名目季調済/実質季調済で算出) で除して算出。

(3) 1次QEの季節調整

1次QEと2次QEで基礎統計の利用範囲が異なる民間企業設備については、両者の原系列の季節パターンが異なる可能性がある。このため、1次QE時に、新しい推計値を、前期までの2次QEに単純に接続して季節調整を行うと、季節パターンの差が季節調整値の動きを歪める恐れがある。

そのため、1次QEでは、需要側推計値は作成できないが、その季節調整済前期比増減率が供給側推計値の季節調整済前期比増減率と同じであると仮定して需要側推計値を作り、需要側推計値の予定季節指数で割り戻した原数値 (I_p) も作成する。その上で、2次QEと同様の方式で需要側推計値と供給側推計値を統合する (統合値 = $kI_p + (1-k)(I_t - I_g)$) により算出 (詳細はⅢ. 3. (1) 参照)。

図5 季節調整値の「歪み」のイメージ



(4) 対家計民間非営利団体最終消費支出の季節調整

対家計民間非営利団体最終消費支出の季節調整系列は、確報については、非営利最終消費支出（「教育」、「その他」の合計）の名目、実質それぞれの年度値を、滑らかな四半期系列が得られるよう機械的な手法（リスマン・サンデー法）で分割し、その値をもって季節変動要素を含まない四半期系列（「季節調整系列」）とする。

速報については、名目、実質それぞれ延長推計した年度値（延長推計の方法はⅢ. 1. (2) を、実質化の方法はⅣ. 3. を参照）を、同様にリスマン・サンデー法で分割する。

参考 Q E 推計に利用する主な基礎統計

A. 供給側推計

小(90)分類番号	小(90)分類	統計名	作成機関	周期	使用方法等
1	米麦	農業物価指数	農林水産省	月次	米
		農林水産統計月報	農林水産省	月次	国内産主食用米穀の販売量
2	その他の耕種農業	花き卸売市場調査	農林水産省	月次	切花類、鉢もの類、花壇用苗もの類 卸売価額
		青果物流通統計調査	農林水産省	月次	野菜総量・輸入野菜・国産果実総量 卸売価額
3	畜産	食肉流通統計調査	農林水産省	月次	豚、成牛の枝肉取引総価額
		月別肉用子牛取引情報	農畜産業振興機構	月次	取引頭数、平均価格
		牛乳乳製品統計調査	農林水産省	月次	生乳生産量
		鶏卵流通統計調査	農林水産省	月次	鶏卵出荷量
		農業物価指数	農林水産省	月次	鶏卵・生乳
4	農業サービス	3 畜産 の系列で代用			
5	林業	標本製材工場調査	農林水産省	月次	国産材製材用素材入荷量
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	林産物
6	漁業	産地水産物流通統計調査	農林水産省	月次	上場水揚量、価格
7	金属鉱物	鉱工業出荷指数	経済産業省	月次	金鉱
		輸入物価指数	日本銀行	月次	金属素材
8	非金属鉱物	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	けい石出荷（資源・エネルギー統計月報）
		鉱工業出荷指数	経済産業省	月次	石灰石
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	石材・骨材・その他の鉱産物
9	石炭・亜炭	※数量は内閣府推計			
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	石炭製品
10	原油・天然ガス	鉱工業出荷指数	経済産業省	月次	原油・天然ガス
		輸入物価指数	日本銀行	月次	原油
11	と畜・畜産食料品	鉱工業出荷指数	経済産業省	月次	肉製品・乳製品
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	肉製品・乳製品
12	水産食料品	鉱工業出荷指数	経済産業省	月次	水産製品
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	水産加工食品
13	精穀・製粉	米麦加工食品生産動態等統計調査	農林水産省	四半期	小麦粉、パン、めん類、プレミックス生産量
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	粉類・粉製品
14	農産食料品	鉱工業出荷指数	経済産業省	月次	野菜・果実製品
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	農産加工食品
15	その他の食料品	鉱工業出荷指数	経済産業省	月次	油脂・調味料・その他の食料品
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	食用油脂・その他調整食品
16	飲料	鉱工業出荷指数	経済産業省	月次	酒類・清涼飲料
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	酒類・清涼飲料類
17	飼料・有機質飼料	流通飼料価格等実態調査	農林水産省	月次	混合・配合飼料生産量
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	飼・肥料
18	たばこ	※数量は内閣府推計			
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	たばこ

小(90)分類番号	小(90)分類	統計名	作成機関	周期	使用方法等
19	紡績	鉱工業出荷指数	経済産業省	月次	紡績
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	原糸
20	織物・その他の繊維製品	鉱工業出荷指数	経済産業省	月次	織物・染色整理・その他の繊維製品
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	織・編物・その他繊維製品
21	衣服・身廻品	鉱工業出荷指数	経済産業省	月次	衣類
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	衣類
22	製材・木製品	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	窯業・建材統計月報（販売金額）
		標本製材工場調査	農林水産省	月次	製材品出荷量
		合単版月別調査	農林水産省	月次	普通合板出荷量、特殊合板出荷量
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	製材、普通合板、特殊合板
23	家具・装備品	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	窯業・建材、繊維・生活用品統計月報（販売金額）
24	パルプ・紙	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	紙・パルプ・プラスチック・ゴム統計月報（販売金額）
25	紙加工品	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	紙・パルプ・プラスチック・ゴム統計月報（販売金額）
26	出版・印刷	鉱工業出荷指数	経済産業省	月次	印刷業
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	出版・印刷物
27	基礎化学製品	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	化学工業統計月報（販売金額）
28	化学繊維	鉱工業出荷指数	経済産業省	月次	化学繊維
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	合繊短繊維
29	医薬品	※数量は内閣府推計			
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	医薬品
30	化学最終製品	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	化学工業統計月報（販売金額）
31	石油製品 (細目目で推計)	鉱工業出荷指数	経済産業省	月次	ガソリン、ジェット燃料油、灯油、軽油、A重油、B・C重油、ナフサ、液化石油ガス、石油製品
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	ガソリン・ジェット燃料油・灯油・軽油・A重油・C重油・ナフサ・液化石油ガス・潤滑油・その他の石油製品
32	石炭製品	鉱工業出荷指数	経済産業省	月次	石炭製品
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	石炭製品
33	プラスチック製品	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	紙・パルプ・プラスチック・ゴム統計月報（販売金額）
34	ゴム製品	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	紙・パルプ・プラスチック・ゴム統計月報（販売金額）
35	なめし革・毛皮・同製品	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	繊維・生活用品統計月報（販売金額）
36	ガラス・ガラス製品	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	窯業・建材統計月報（販売金額）
37	セメント・セメント製品	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	窯業・建材統計月報（販売金額）
38	陶磁器	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	窯業・建材統計月報（販売金額）
39	その他の窯業・土石製品	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	窯業・建材、化学工業統計月報（販売金額）
40	鉄・粗鋼	鉱工業出荷指数	経済産業省	月次	素製品
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	フェロアロイ・鉄
41	鉄鋼製品	鉱工業出荷指数	経済産業省	月次	熱間圧延鋼材・鋼管・冷間仕上鋼材・めっき鋼材・鋳鍛造品
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	普通鋼鋼材・特殊鋼鋼材・その他鉄鋼
42	非鉄金属精練・精製	鉱工業出荷指数	経済産業省	月次	非鉄金属地金
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	地金
43	非鉄金属加工製品	鉱工業出荷指数	経済産業省	月次	伸銅・アルミニウム圧延品類・電線・ケーブル・非鉄金属鋳物
		国内企業物価指数	日本銀行	月次	非鉄金属圧延品類・電線・ケーブル・非鉄金属鋳物

小(90)分類番号	小(90)分類	統計名	作成機関	周期	使用方法等
44	建設・建築用金属製品	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	窯業・建材統計月報（販売金額）
45	その他の金属製品	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	窯業・建材、鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計月報（販売金額）
46	一般産業機械	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	機械、鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計月報（販売金額）
47	特殊産業機械	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	機械統計月報（販売金額）
48	その他の一般機械機器	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	機械、鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計月報（販売金額）
49	事務用・サービス用機器	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	機械統計月報（販売金額）
50	民生用電気機械	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	機械統計月報（販売金額）
51	電子・通信機器 （細品目で推計）	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	機械統計月報（生産・販売金額）
52	重電機器	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	機械統計月報（生産・販売金額）
53	その他の電気機器	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	機械統計月報（販売金額）
54	自動車 （細品目で推計）	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	機械統計月報（販売金額）
55	船舶・同修理	鉱工業出荷指数	経済産業省	月次	船舶・同機関
		※価格指数は内閣府推計			
56	その他の輸送機械・同修理	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	機械統計月報（販売金額）
57	精密機械	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	機械統計月報（販売金額）
58	その他の製造工業製品	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	機械、繊維・生活用品統計月報（販売金額）
59	建設（付加価値額） *生産額は投入コスト型	毎月勤労統計調査	厚生労働省	月次	きまって支給する現金給与額（建設業・事業所規模5人以上）
		労働力調査	総務省	月次	建設業・就業者総数
60	電力	電力調査統計	経済産業省資源エネルギー庁	月次	電気事業者の発電実績（電力量）（価格指数は内閣府推計）
61	ガス・熱供給	ガス事業経済産業省生産動態統計	経済産業省資源エネルギー庁	月次	ガス生産量（価格指数は内閣府推計）
62	水道				B. 需要項目別推計参照
63	廃棄物処理	毎月勤労統計調査	厚生労働省	月次	常用雇用指数、きまって支給する現金給与賃金指数（廃棄物処理業・事業所規模5人以上）
64	卸売	商業販売統計調査	経済産業省	月次	業種別商業販売額（卸売業）
		四半期別法人企業統計調査	財務省	四半期	売上高、売上原価（卸売）
		商業統計調査	経済産業省	5年	等差マージン：売上高、売上原価（卸売業）
65	小売	商業販売統計調査	経済産業省	月次	業種別商業販売額（小売業）
		四半期別法人企業統計調査	財務省	四半期	売上高、売上原価（小売）
		商業統計調査	経済産業省	5年	等差マージン：売上高、売上原価（小売業）
66	金融（手数料のみ）	東京証券取引所統計月報	東京証券取引所	月次	全国証券取引所の株式売買代金
67	保険 （細品目で推計）	生命保険協会ホームページ	生命保険協会	月次	収入保険料、保険金、年金等
		国土交通月例経済	国土交通省	月次	自動車保有台数
		消費者物価指数	総務省	月次	自動車保険料（自賠責、任意）
68	不動産仲介及び賃貸	毎月勤労統計調査	厚生労働省	月次	常用雇用指数、きまって支給する現金給与賃金指数（不動産業・事業所規模5人以上）
69	住宅賃貸料				B. 需要項目別推計参照
70	鉄道輸送	国土交通月例経済	国土交通省	月次	JR旅客、民鉄旅客、鉄道貨物（価格指数は内閣府推計）
71	道路輸送	国土交通月例経済	国土交通省	月次	一般トラック貨物、特別積合せトラック貨物、タクシー旅客、バス旅客（価格指数は内閣府推計）
72	水運	内航船舶輸送統計	国土交通省	月次	内航海運貨物（価格指数は内閣府推計）
		外国貿易概況	財務省	月次	国籍別船舶入港表 純トン数（価格指数は内閣府推計）

小(90)分類番号	小(90)分類	統計名	作成機関	周期	使用方法等
73	航空輸送	国土交通月例経済	国土交通省	月次	国内線旅客、国際線旅客、国内線貨物、国際線貨物
		企業向けサービス価格指数	日本銀行	月次	国際航空貨物、国内航空貨物、国際航空旅客、国内航空旅客
74	その他の運輸	主要旅行業者50社の旅行取扱状況速報	国土交通省	月次	総取扱額合計（国内旅行、外国旅行、外国人旅行）
75	電信・電話	通信産業動態調査	総務省	月次	電気通信事業売上高
76	郵便	日本郵政(株)ホームページ	日本郵政(株)	半年	種類別引受郵便物数（通常・年賀、小包、国際郵便差立）（価格指数は内閣府推計）
77	教育	毎月勤労統計調査	厚生労働省	月次	常用雇用指数、きまって支給する現金給与賃金指数（教育、学習支援業・事業所規模5人以上）
78	研究	毎月勤労統計調査	厚生労働省	月次	常用雇用指数、きまって支給する現金給与賃金指数（学術研究機関・事業所規模5人以上）
79	医療・保健				B. 需要項目別推計参照
80	その他の公共サービス				直近の暦年確報値を4等分して使用
81	広告・調査・情報サービス（細品目で推計）	特定サービス産業動態統計調査	経済産業省	月次	広告業売上高、情報サービス業（受注ソフトウェア、ソフトウェアプロダクト）売上高
82	物品賃貸サービス	特定サービス産業動態統計調査	経済産業省	月次	リース契約高、レンタル売上高
83	自動車・機械修理	国土交通月例経済	国土交通省	月次	自動車保有台数（価格指数は内閣府推計）
84	その他の対事業所サービス（細品目で推計）	特定サービス産業動態統計調査	経済産業省	月次	エンジニアリング業国内向け受注高
		毎月勤労統計調査	厚生労働省	月次	常用雇用指数、きまって支給する現金給与賃金指数（専門サービス業、その他の事業所サービス・事業所規模5人以上）
85	放送	NHKホームページ	日本放送協会	月次	受信契約件数（価格指数は内閣府推計）
		通信産業動態調査	総務省	月次	放送事業（民間放送）売上高
86	娯楽サービス	特定サービス産業動態統計調査	経済産業省	月次	趣味娯楽関連（映画館、劇場・興行場・興行団、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、遊園地・テーマパーク、パチンコホール）売上高計
87	飲食店	外食産業市場動向調査	日本フードサービス協会	月次	売上高前年同月比
88	旅館・その他の宿泊所	主要旅行業者50社の旅行取扱状況速報	国土交通省	月次	国内旅行取扱額
89	その他の対個人サービス	特定サービス産業動態統計調査	経済産業省	月次	教養生活関連（葬儀業、結婚式場業、外国語会話教室、カルチャーセンター、フィットネスクラブ）売上高計
90	分類不明				直近の暦年確報値を4等分して使用

B. 需要項目別推計

1. 民間最終消費支出

推計項目名	統計名	作成機関	周期	使用方法等
国内家計最終消費支出	家計調査（農林漁家世帯を含む結果）	総務省	月次	需要側（農家世帯の品目別配分率）推計に使用
	家計消費状況調査（農林漁家世帯を含む結果）	総務省	月次	需要側（農家世帯の品目別配分率）推計に使用
	全国消費実態調査	総務省	5年	需要側（非農家の世帯あたり消費額）推計に使用
	人口推計月報	総務省	月次	需要側（世帯数）推計に使用
	国勢調査	総務省	5年	同上
	建築物着工統計	国土交通省	月次	住宅賃貸料の推計に使用
	建築物滅失統計調査	国土交通省	月次	同上
	消費者物価指数	総務省	月次	同上
	住宅・土地統計調査	総務省	5年	同上
	住宅着工統計	国土交通省	月次	帰属家賃の推計に使用
	国保医療費の動向	国民健康保険中央会	月次	医療サービスの推計に使用
	基金統計月報	社会保険診療報酬支払基金	月次	同上
	介護給付費の状況	国民健康保険中央会	月次	介護保険サービスの推計に使用
	介護保険事業状況報告	厚生労働省	月次	同上
居住者家計の海外での直接購入（非居住者家計の国内での直接購入）	国際収支統計	財務省・日本銀行	月次	当該項目の推計に使用

2. 民間住宅

推計項目名	統計名	作成機関	周期	使用方法等
民間住宅	建築物着工統計	国土交通省	月次	全住宅投資の推計に使用

3. 民間企業設備

推計項目名	統計名	作成機関	周期	使用方法等
民間企業設備	法人企業統計調査	財務省	四半期	2次QE需要側民間企業設備（非金融法人企業部分）の推計に使用
	法人企業景気予測調査	内閣府・財務省	四半期	2次QE需要側民間企業設備（金融機関部分）の推計に使用
	個人企業経済調査	総務省	四半期	2次QE需要側民間企業設備（個人企業部分）の推計に使用
	労働力調査	総務省	月次	同上
	事業所・企業統計調査	総務省	5年	同上
	サービス業基本調査	総務省	5年	同上
	建築物着工統計	国土交通省	月次	同上

4. 民間在庫品増加

推計項目名	統計名	作成機関	周期	使用方法等
民間在庫品増加	工業統計調査	経済産業省	年次	製品在庫の推計に使用
	鉱工業在庫指数	経済産業省	月次	同上
	玄米生産者現在高	農林水産省	月次	製品在庫（米麦）の推計に使用
	農作物価指数	農林水産省	月次	同上
	商業統計調査	経済産業省	5年	流通在庫のベンチマークに使用
	商業販売統計調査	経済産業省	月次	流通在庫の延長推計に使用
	年次別法人企業統計調査	財務省	年次	仕掛品在庫、原材料在庫のベンチマークに使用
	四半期別法人企業統計調査	財務省	四半期	仕掛品在庫、原材料在庫の延長推計に使用
	経済産業省生産動態統計	経済産業省	月次	原材料在庫（原油・天然ガス）の推計に使用
	貿易統計	財務省	月次	原材料在庫（原油・天然ガス）の推計に使用
	日本政策投資銀行ホームページ	日本政策投資銀行	年次	在庫品評価調整に棚卸評価方法別ウェイトを使用

5. 政府最終消費支出

推計項目名	統計名	作成機関	周期	使用方法等
政府最終消費支出	関係機関からのヒアリング		四半期	雇用者報酬の推計に使用
	人事院勧告	人事院	年次	同上
	地方公共団体消費状況等調査	内閣府	四半期	中間消費、商品非商品販売の年度値の推計に使用
	国保医療費の動向	国民健康保険中央会	月次	医療サービスの推計に使用
	基金統計月報	社会保険診療報酬支払基金	月次	同上
	介護給付費の状況	国民健康保険中央会	月次	介護保険サービスの推計に使用
	介護保険事業状況報告	厚生労働省	月次	同上

6. 公的固定資本形成

推計項目名	統計名	作成機関	周期	使用方法等
公的固定資本形成	建設総統計	国土交通省	月次	当該項目の推計に使用
	公共工事前払金保証統計	保証事業会社協会	月次	請負金額を建設総統計の欠落月の補外に使用

7. 公的在庫品増加

推計項目名	統計名	作成機関	周期	使用方法等
公的在庫品増加	関係機関からのヒアリング		四半期	当該項目の推計に使用

8. 輸出入

推計項目名	統計名	作成機関	周期	使用方法等
輸出入	国際収支統計	財務省・日本銀行	月次	当該項目の推計に使用
	貿易統計	財務省	月次	財貨輸出入のデフレーター推計に使用

国民経済計算 集計事項一覧

期 間 項 目	年次計数						四半期計数					
	年度			暦年			原系列			季調系列		
	名目	実質		名目	実質		名目	実質		名目	実質	
		連鎖	固定		連鎖	固定		連鎖	固定		連鎖	固定
年次推計												
第1部 フロー編												
I 統合勘定												
1. 国内総生産勘定（生産側及び支出側）	○			○			○					
2. 国民可処分所得と使用勘定	○			○			○					
3. 資本調達勘定	○			○			○					
4. 海外勘定	○			○			○					
II 制度部門別所得支出勘定												
1. 一国経済	○			○			○					
2. 非金融法人企業	○			○								
3. 金融機関	○			○								
4. 一般政府	○			○			○					
5. 家計（個人企業を含む）	○			○			○					
6. 対家計民間非営利団体	○			○								
III 制度部門別資本調達勘定												
1. 非金融法人企業	○			○								
2. 金融機関	○			○								
3. 一般政府	○			○								
4. 家計（個人企業を含む）	○			○								
5. 対家計民間非営利団体	○			○								
IV 主要系列表												
1. 国内総生産（支出側）	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
2. 国民所得・国民可処分所得の分配	○			○			○			○		
3. 経済活動別国内総生産				○	○	○						
V 付表												
1. 財貨・サービスの供給と需要				○								
2. 経済活動別の国内総生産・要素所得				○	○	○						
3. 経済活動別の就業者数・雇用者数、労働時間数	○			○								
4. 経済活動別財貨・サービス産出表（V表）				○		○						
5. 経済活動別財貨・サービス投入表（U表）				○								
6. 一般政府の部門別勘定	○											
7. 一般政府の目的別支出	○											
8. 一般政府の目的別最終消費支出	○		○									
9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)	○											
10. 社会保障負担の明細表	○											
11. 公的支出の会計別明細表	○											
12. 家計の形態別最終消費支出の構成	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
13. 家計の目的別最終消費支出の構成	○		○	○		○	○		○			
14. 対家計民間非営利団体の目的別最終消費支出	○		○									
15. 形態別の総資本形成												
（1）グロス方式				○		○						
（2）修正グロス方式	○	○		○	○		○	○				

期 間 項 目	年次計数						四半期計数					
	年度			暦年			原系列			季調系列		
	名目	実質		名目	実質		名目	実質		名目	実質	
		連鎖	固定		連鎖	固定		連鎖	固定		連鎖	固定
16. 制度部門別の総資本形成	○		○	○		○	○		○			
17. 民間・公的別の固定資本減耗	○			○								
18. 在庫品評価調整額	○			○			○					
19. 制度部門別の純貸出 (+) / 純借入 (-)	○			○								
20. 海外勘定	○			○			○					
21. 民間・公的企業の所得支出勘定	○			○								
22. 民間・公的企業の資本調達勘定	○											
23. 実質国民可処分所得							○					
24. 金融資産・負債の変動	○											
第2部 ストック編												
I 統合勘定												
1. 期末貸借対照表勘定				○								
2. 資本調達勘定				○								
3. 調整勘定				○								
II 制度部門別勘定												
1. 非金融法人企業												
(1) 期末貸借対照表勘定				○								
(2) 調整勘定				○								
2. 金融機関												
(1) 期末貸借対照表勘定				○								
(2) 調整勘定				○								
3. 一般政府												
(1) 期末貸借対照表勘定				○								
(2) 調整勘定				○								
4. 家計 (個人企業を含む)												
(1) 期末貸借対照表勘定				○								
(2) 調整勘定				○								
5. 対家計民間非営利団体												
(1) 期末貸借対照表勘定				○								
(2) 調整勘定				○								
III 附表												
1. 国民資産・負債残高				○								
2. 国民資産・負債残高に関する調整勘定				○								
3. 民間・公的別の資産・負債残高				○								
4. 一般政府の部門別資産・負債残高				○								
5. 対外資産・負債残高				○								
6. 金融資産・負債の残高	○											
IV 参考表												
1. 純固定資産の構成							○					
2. 家計の主要耐久消費財残高				○			○					
3. 土地の資産額の都道府県別内訳 (民有地)				○								

期 間 項 目	年次計数						四半期計数					
	年度			暦年			原系列			季調系列		
	名目	実質		名目	実質		名目	実質		名目	実質	
		連鎖	固定		連鎖	固定		連鎖	固定		連鎖	固定
四半期別GDP速報（QE）推計												
I. 国内総生産（支出側）及び各需要項目	○	○		○	○		○	○		○	○	
II. 形態別国内家計最終消費支出	○	○		○	○		○	○		○	○	
III. 形態別総固定資本形成	○	○		○	○		○	○		○	○	
IV. 財貨・サービス別の輸出入	○	○		○	○		○	○		○	○	
V. 雇業者報酬	○	○		○	○		○	○		○	○	

- (注) 1. 「○」は集計事項を表す。
2. 実質系列の「連鎖」は連鎖方式、「固定」は固定基準年方式を表す。
3. 「経済活動」の分類は、「日本標準産業分類（平成5年10月改訂）」に基づく。